

久宝寺南

(その3)

近畿自動車道天理～吹田線建設に伴う
埋蔵文化財発掘調査概要報告書

大阪府教育委員会
財団法人 大阪文化財センター

久宝寺南

(その3)

近畿自動車道天理～吹田線建設に伴う
埋蔵文化財発掘調査概要報告書

大阪府教育委員会
財団法人 大阪文化財センター

序 文

「久宝寺」の地名由来については、聖徳太子建立と伝えられる久宝寺の寺名によると言われているが、古文獻等によると室町時代が初見で、当初は、一向衆徒の寺内町として栄えたことが窺われる。そして、戦国期の寺内町時代から商業も盛んとなり、江戸時代には幕府領となり、村高、1,990石余、家数、約800軒、人数、約3,000人にも達し、特に、久宝寺木綿が有名であったが、その他、多業種の商家が軒を列ねていたことが知られている。

久宝寺遺跡は、その「久宝寺」寺内町域から西へ約0.5km離れた位置に当たるため、当時は、むしろ生産基盤の中心となった田畑地域に相当することが判明したが、逆に更に古く、古代国家形成期には、西接するあの巨大方形周溝墓や銅製品等の出土で有名な加美遺跡と共に重要な役割を果たすと推測される「ムラ」の跡や当時の河内平野の景境を彷彿とさせる準構造船の一部が発掘されるなど貴重な発見が相次いでいる。

久宝寺南遺跡は、その久宝寺遺跡が余りにも長大に過ぎるため便宜的に南北に二分割したもので、しかも今回報告する調査は、先に本調査を実施した際、諸般の状況から工事着工時に併行して実施することとなったもので、過酷な条件のもとでの調査ではあったが、周辺に狛氏関係の地名、神社が多く存在することとの関係を類推させる「狛大」墨書土器の検出等、先の調査成果を更に補完することとなった。

これらは偏に、日本道路公団大阪建設局、財団法人大阪文化財センターはじめ調査関係各位並びに多数の方々のご協力、ご援助の賜物と深く感謝すると共に、今後とも温かいご支援を賜わるよう切望してやまない。

昭和61年3月

大阪府教育委員会
文化財保護課長 吉房康幸

序 文

“過去”から“現在”へ、“現在”から“未来”へ、悠久の歴史を築くであろう人類の営みの中で、“現在”ほど“過去”を知り、“未来”への展望を拓く必要性にせまられている時代もなからう。

我国において、食料生産が積極的な形で始まった弥生時代は、我国の文化の基礎が形成された時代といっても過言ではない。

一方、この時代は縄文海進が終り、海が陸へ変っていく環境の変化の激しい時代でもあった。

河内湾も規模を縮小しながら、河内湾へ、さらに後の時代には河内湖へと陸化の変遷をたどりながら、現在、河内平野となっている。

この河内平野で生活をした人々の歴史は、大和とならぶ我国古代史の重要な地域の人々の歴史であり、その重要性は誰も否定しないであろう。

近畿自動車道天理～吹田線にかかる15遺跡の発掘調査は、大阪府教育委員会、日本道路公団より継続的に調査を依頼され、昭和51年7月から約10年の時間を費やし、ほぼ全ての調査を完了した。この間、既に刊行された調査概要報告書や、展覧会、講演会、各種の報道等、機会を得て公表してまいったとおり、河内平野に起居した人々の歴史の解明に多大の成果を納め得たと自負している。

河内平野の内部における埋蔵文化財の発掘調査は、調査件数の増加と低湿地調査の技術的向上とあいまって近年急速にその実態が明らかとなってきたが、本書に収録された新たな諸事実が加えられた時、その与える影響は大であることを確信するものである。

最後に、本体工事と併行して、限定された期間内に無理な工程であるにもかかわらず調査を完遂された調査関係者各位に敬意を表するとともに、調査を御指導いただいた大阪府教育委員会、調査の円滑な進行に多大の御援助を賜った日本道路公団の関係各位に深謝する次第である。

今後とも、当センターの事業になお一層の御理解と御支援を願ってやまない。

昭和61年3月

財団法人 大阪文化財センター

理事長 加藤 三之雄

例 言

1. 本書は、日本道路公団が建設を進めている近畿自動車道天理～吹田線建設に伴う発掘調査のうち、八尾市西久宝寺を中心として広がる久宝寺遺跡の発掘調査概要報告書である。
2. 久宝寺遺跡の発掘調査は、既に北地区（1～3調査区）、南地区（1、2調査区）に別けて実施されている。今回、報告するのは、南地区第2調査区の未調査部分を対象として実施した第3調査区の調査結果である。
3. 調査は、大阪府教育委員会、及び財団法人大阪文化財センターが、日本道路公団大阪建設局の依頼を受けて実施した。
4. 調査に要した費用は（23,989,000）円であるが、すべて日本道路公団が負担した。
5. 現地調査は、昭和60年7月から61年1月までの間実施した。
6. 出土遺物の整理作業は発掘調査と並行して行ない、概報作成のための総括整理は昭和61年2月より同年3月まで行なった。
7. 調査、及び本書作成は、大阪府教育委員会の指導の下に、財団法人大阪文化財センターが実施した。当センターにおける関係者は、以下の表の通りである。

調査関係者組織表

事務局	専務理事兼事務局長	村田和三郎
	事務局次長	尾田勝之（60年10月まで） 金丸義和（60年11月より）
	総務課	総務課長兼庶務係長 阪上充子
庶務係	主査	田中喜代子
	主事	秋山芳廣、灰本明子、千野和久、田口崇義、鎗山洋子、 宮本哲男
普及係	主幹兼普及係長	福岡澄男
	技師	杉木直子
	主事	小島容子
調査統括責任者	業務課長兼第1係長	中西靖人（60年12月まで第1係長兼務）
	業務課	主幹 吉村信男 第1係長 赤木克視（61年1月より） 主査 井藤暁子 技師 橋本 哲、藤沢真依、上林史郎、阿部幸一、藤永正明、 陣内暢子、村上年生、片山彰一、山口誠治

調査に際しては、日本道路公団大阪工事事務所、大阪府八尾土木事務所、八尾警察署等の関

係機関に格別の配慮を受けた。

また、調査の過程において、以下の学生の協力を得た。

現地調査時……文田雅裕、奥村浩一

総括整理時……石田浩幸、春日 裕、小山昇三、法蓮利男

8. 遺構の実測図の方位は、すべて国土座標の北を指す。
9. 遺構実測図の縮尺は、 $1/40$ 、 $1/40$ 、 $1/40$ 、 $1/100$ を基本とした。
10. 遺物実測図の縮尺は、 $1/4$ である。
11. 本書の記述は、以下の通りである。
第1章 赤木克規
第2章～第3章 枅木 哲
なお、編集は枅木 哲が行なった。
12. 1 G トレンチ出土の墨書土器については、藤沢一夫先生から御教示を賜わった。
13. 調査にあたっては、写真、カラースライド、実測図等の記録を作成した。広く利用されることを希望する。

久宝寺南

(その3)

近畿自動車道天理～吹田線建設に伴う
埋蔵文化財発掘調査概要報告書

目 次

序 文	
例 言	
第1章 はじめに	1
第1節 調査に至る経過	1
第2節 調査の方法	2
第2章 調査の結果	3
第1節 2F-2トレンチの調査	5
第2節 3F-2トレンチの調査	13
第3節 1Gトレンチの調査	15
第4節 2Gトレンチの調査	32
第5節 1Hトレンチの調査	33
第3章 まとめ	58

挿 図 目 次

第1図	久空寺遺跡南地区（その3）調査区位置図	4
第2図	2F-2トレンチ東壁断面	5
第3図	第8層上面遺構	6
第4図	第9層上面遺構	7
第5図	落ち込みⅠ・Ⅱ遺物出土状況	8
第6図	落ち込みⅠ出土遺物（1）	9
第7図	落ち込みⅠ出土遺物（2）	10
第8図	落ち込みⅡ出土遺物	11
第9図	第26層出土遺物	12
第10図	3F-2トレンチ断面	13
第11図	第21層上面検出河川	14
第12図	第14層（河川堆積土）出土遺物	14
第13図	1Gトレンチ北壁・東壁断面	15
第14図	第2遺構面	16
第15図	第4遺構面（河川Ⅰ河床面）遺構・遺物出土状況	19・20
第16図	第4遺構面河川Ⅰ出土遺物（1）	21
第17図	第4遺構面河川Ⅰ出土遺物（2）	22
第18図	第4遺構面河川Ⅰ出土遺物（3）	23
第19図	第4遺構面（河川Ⅰ河床面）検出杭列断面（1）	25
第20図	第4遺構面（河川Ⅰ河床面）検出杭列断面（2）	27
第21図	第4遺構面河川Ⅰ推定位置	29
第22図	1Hトレンチ西壁・南壁断面	34
第23図	第2遺構面	35
第24図	第3遺構面	36
第25図	第3遺構面井戸	37
第26図	第3遺構面井戸出土遺物	38
第27図	第4遺構面	41
第28図	第4遺構面SK02遺物出土状況	42
第29図	第4遺構面SK02出土遺物	42
第30図	第5遺構面	43
第31図	第5遺構面SB01、02平面・断面	44

第32図	第5遺構面S B01出土遺物	45
第33図	第5遺構面S K01断面	46
第34図	第5遺構面S K01出土遺物	46
第35図	第5遺構面S K02遺物出土状況・断面	47
第36図	第5遺構面S K02出土遺物	47
第37図	第5遺構面S K04遺物出土状況・断面	48
第38図	第5遺構面S K04出土遺物	48
第39図	第5遺構面S K05遺物出土状況・断面	49
第40図	第5遺構面S K05出土遺物	49
第41図	第5遺構面S K06遺物出土状況	50
第42図	第5遺構面S K06出土遺物	50
第43図	第5遺構面S K07遺物出土状況	51
第44図	第5遺構面S K07出土遺物	51
第45図	第5遺構面S K08出土遺物	52
第46図	第5遺構面S K09出土遺物	52
第47図	第5遺構面S P13出土遺物	52
第48図	第5遺構面S P14出土遺物	52
第49図	第5遺構面S D01出土遺物	52
第50図	第9層流水堆砂(粗砂)出土遺物	55
第51図	第8遺構面	55
第52図	調査区周辺	58

図 版 目 次

図版 1	調査区全景
図版 2	2 F-2 トレンチ (1)
図版 3	2 F-2 トレンチ (2)
図版 4	2 F-2 トレンチ (3)
図版 5	2 F-2 トレンチ (4)
図版 6	2 F-2 トレンチ (5)
図版 7	3 F-2 トレンチ (1)
図版 8	3 F-2 トレンチ (2)

- 図版9 3F-2トレンチ(3)
- 図版10 1Gトレンチ(1)
- 図版11 1Gトレンチ(2)
- 図版12 1Gトレンチ(3)
- 図版13 1Gトレンチ(4)
- 図版14 1Gトレンチ(5)
- 図版15 1Gトレンチ(6)
- 図版16 1Gトレンチ(7)
- 図版17 1Gトレンチ(8)
- 図版18 1Gトレンチ(9)、2Gトレンチ
- 図版19 1Hトレンチ(1)
- 図版20 1Hトレンチ(2)
- 図版21 1Hトレンチ(3)
- 図版22 1Hトレンチ(4)
- 図版23 1Hトレンチ(5)
- 図版24 1Hトレンチ(6)
- 図版25 1Hトレンチ(7)
- 図版26 1Hトレンチ(8)
- 図版27 1Hトレンチ(9)
- 図版28 1Hトレンチ(10)
- 図版29 1Hトレンチ(11)
- 図版30 1Hトレンチ(12)
- 図版31 2F-2トレンチ出土土器(1)
- 図版32 2F-2トレンチ出土土器(2)
- 図版33 2F-2トレンチ出土土器(3)
- 図版34 1Gトレンチ出土土器(1)
- 図版35 1Gトレンチ出土土器(2)
- 図版36 1Hトレンチ出土土器(1)
- 図版37 1Hトレンチ出土土器(2)
- 図版38 1Hトレンチ出土土器(3)
- 図版39 1G・1Hトレンチ出土石製品・木製品他
- 図版40 1Hトレンチ出土井戸桝板材

第1章 はじめに

第1節 調査に至る経過

久空寺遺跡は、八尾市西久空寺を中心として、北は東大阪市大蓮東の府道大阪～八尾線、南は大阪市加美東から八尾市神武町にかけての国鉄関西線までを範囲としている。日本道路公団の測量測点でSTA109+40から124+40まで延長約1.5Kmに及んでいる。北で佐堂遺跡、南で亀井北遺跡、西で加美遺跡と接している。

調査は、日本道路公団が進めている近畿自動車道天理～吹田線建設に伴うもので、大阪府教育委員会の指導のもと、財団法人大阪文化財センターが実施している。近畿自動車道天理～吹田線関連の遺跡調査は、昭和51年の長原遺跡を始めに、路線内に存在する15遺跡の調査を継続して進めてきた。遺跡範囲が広い久空寺遺跡の調査は、南北2地区に分割され、北地区が昭和55年12月から60年2月にかけて、南地区が57年7月から60年5月にかけて実施された。南北両地区とも、それぞれ、北地区が3調査区、南地区が2調査区に分割されている。

南地区の調査は、市道加美久空寺線から関西線までの間約820mで実施されたが、第1調査区は府道平野～中高安線北約120mの水路までの約450m、第2調査区がそこから関西線までの約370mである。それぞれの調査区は、水路、道路、地下埋設管等でトレンチが分断され、北から第1調査区でA～Dトレンチ、第2調査区でE～Jトレンチが設定された。

第1調査区は、調査に対する障害物件が少なく、しかも協議が円滑に進んだため、調査期間中にすべて調査を終了できた。ところが、第2調査区については種々の障害が存在しており、調査期間中に解決できない案件も生じた。特に、G、Hトレンチ間に存在した神武川については、この地域における幹線水路で流量も多く、しかも水利組合の管轄の異なる水路が路線内で合流している事もあって協議が長引いた。

久空寺遺跡の調査方法は、近畿自動車道天理～吹田線で瓜生堂遺跡以来採用されている「トレンチ調査方式」で実施された。この方式は、遺構、遺物の分布状態を調べるトレンチ部の調査と、その結果をもとに決定した橋脚部を対象とする切掘り部の調査の2段階に分けられる。第2調査区では、結局、トレンチ部でGトレンチ全線、切掘り部では3Fトレンチの一部、1、2Gトレンチ、1Hトレンチ全線が調査不可能となった。

そこで、そうした未調査部分の調査については、日本道路公団と関係機関との協議が整うのを待って、新たに久空寺遺跡南地区第3調査区として調査に入るようになった。

調査は、昭和60年7月より開始した。神武川の形状を出来るだけ損なわないよう橋脚の位置を若干変更したため、2Fトレンチの一部が拡張された。そこで、その部分も調査の対象とした。

調査は、予定通り昭和61年1月現地調査を終了した。

第2節 調査の方法

第3調査区の調査は、「トレンチ調査方式」における第2調査区の切詰め部の一部にあたる。そのため、トレンチの呼称については、今回の調査でトレンチ全域が対象となったものは、第2調査区のトレンチ名をそのまま使用している。また、前回のトレンチの一部を拡張したのについては、例えば3F-2トレンチのように、トレンチ名の後ろに2を付けて区別している。また、新たに追加された調査箇所については、前回のトレンチ呼称法に準じて命名している。

各トレンチの概要は、以下のようなものである。

2F-2トレンチ 公団の橋脚番号でP108Aのこのトレンチは、橋脚の規模が北、東、西に約1m前後大きくなったために、その部分のみを対象に調査することになったものである。Fトレンチは、庄内期の方形潤満溝が2基検出されたために、その検出面で掘削を停止し、保存協議にかけられた。そのため、2F-2トレンチの西側については、Fトレンチ内にもかかわらず、下層に未調査の部分が残っており、今回の調査の対象となった。

3F-2トレンチ 橋脚番号でP107Bのこのトレンチは、橋脚基礎の南東隅が府道平野中高安線の歩道にかかるため、その部分のみが未調査になっていたものである。関係機関との協議の結果、道路部門への影響を極力減少させるために、基礎部を隅切りすることになり、約13mが調査の対象となった。

1Gトレンチ 橋脚番号P107Aのこのトレンチは、神武川に合流する水路にかかっているため調査できなかったものである。協議の結果、水路は橋脚基礎建築後、その上に現状復旧することとし、工事期間中は基礎部の南東隅をL字型に迂回させることになった。それで、調査が可能となったが、北西隅は道路との関係から隅切りをしている。

2Gトレンチ 1Gトレンチ南東隅を迂回する仮設水路部分を呼称している。水路底までを調査の対象としているため、GL-2mほどしか調査していない。

1Hトレンチ 橋脚番号P106Bのこのトレンチは、当初は神武川の中程まで橋脚基礎がかかる設計になっていた。そのため、神武川を蛇行させるべく協議が進められたが、水量の多い幹線水路であることから、河道の形状変更は見送られることになった。結局、公団側が設計を見直し、橋脚規模を縮小して位置を若干南へ移動させることで決着を見た。位置の移動を最小限に留めるために、北東隅を隅切りしている。

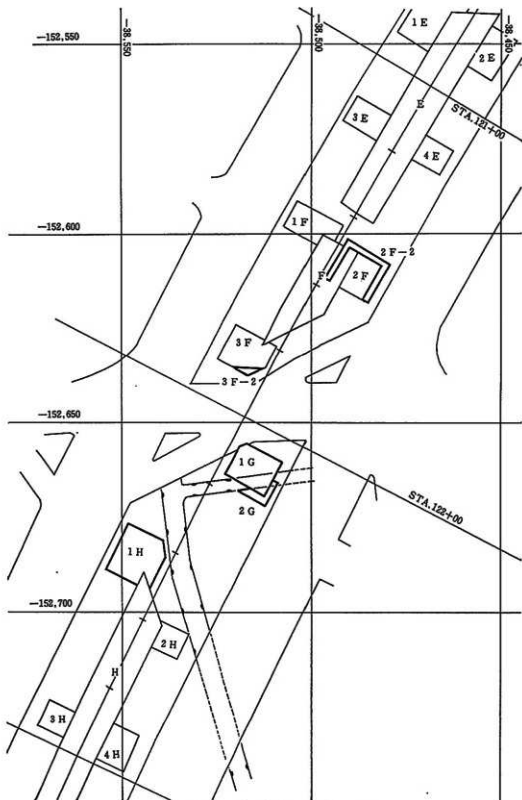
第3調査区の調査は、以上のように切詰めトレンチ全域を調査するものが1G、1Hトレンチの2か所、残る3か所については、調査面積が極めて小さいものであった。

第3調査区の調査は、第2調査区終了後開始されたものであるが、第2調査区の整理作業が膨大な遺構、遺物のために現在も進行中である。そこで、第3調査区は、遺構番号、地区割り等も独自のものを使用している。地区割りについては、国土座標軸を利用し、表記についてもその数値をそのまま表示している。

第2章 調査の結果

2F-2トレンチ、3F-2トレンチ、1Gトレンチ、2Gトレンチ、1Hトレンチの計5ヶ所のトレンチ（第1図）の調査結果の概要を報告する。遺構、土層の記述は検出の順序に従い、第1遺構面、第2遺構面……、第1層、第2層……というように説明する。各トレンチ毎に、先ずトレンチ全体の堆積土の説明を行い、次いで検出遺構と遺物の説明に入る。土層の説明では、検出遺構や遺物について触れている場合がある。特に説明を必要としない遺構についてはこの土層の説明にとどめた。尚、今回の調査区の中で切り抜き部トレンチとして新たに発掘した1Gトレンチと1Hトレンチ検出の主要遺構の時期的な対応は以下のように捉えている。

	1Gトレンチ	1Hトレンチ	
近世・近代	第1遺構面……………	第1遺構面	
}	第2遺構面(小溝)……………	第2遺構面(畦畔・溝)	
中世	第3遺構面(足跡)		
奈良・平安	第4遺構面(河川Ⅰ)……………	第3遺構面(小溝・井戸)	3F-2トレンチ第21層上面検出河川
古墳前期Ⅰ(布留)		……第4遺構面(土城)	
古墳前期Ⅱ(庄内～布留)		……第5遺構面(竪穴式建物・井戸・溝)	2F-2トレンチ番ち込みⅠ・Ⅱ
弥生後期		……第6遺構面(河床Ⅰ)	
弥生後期以前	第5遺構面(河川Ⅱ)……………	……第7遺構面(河床Ⅱ)	
}		……第8遺構面(畦畔)	



第1图 久空寺遗址南地区(その3)調査区位置图

第 1 節

2F-2 トレンチの調査

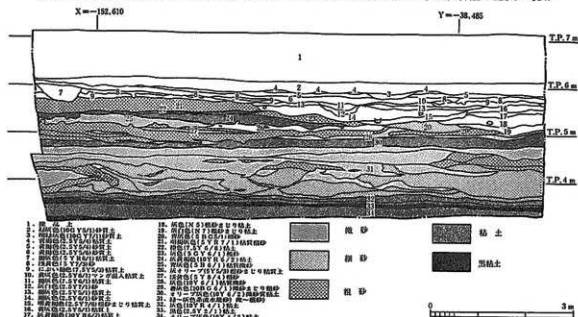
既に調査を終えた2Fトレンチの北、東、西の各辺に沿い、幅約1.0mの「コ」の字形の拡張部を設定し、これを2F-2トレンチとした。発掘面積は36㎡である。

旧トレンチ部の埋め戻し土と拡張部の現地表面下約1.0mは機械掘削とし、以下は人力掘削とした。掘削最下限はT.P.+3.2mの黒色粘土までとした。

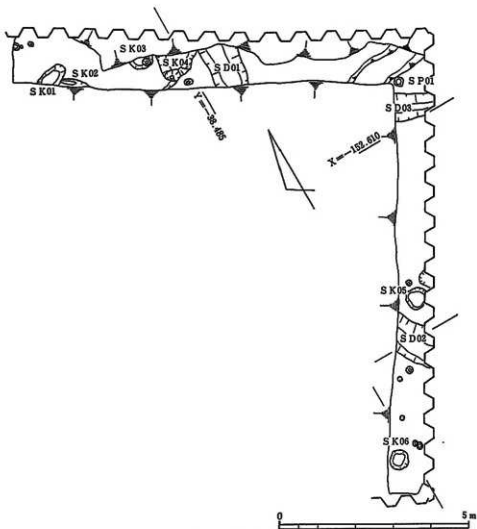
層序(第2図) 断面図の作成は北壁と東壁について行ったが、ここでは比較的攪乱の少ない東壁断面を示すこととする。

機械掘削による攪乱土を除き、T.P.+7.1mの第2層から、T.P.+4.9mに至る第27層にわたって遺物を採取した。それ以下の土層、つまり、第30層の砂質粘土、第31層と一括した微砂・細砂・粗砂の互層を経て、第32~34層の一連の水平堆積を示す粘土層も含め、いずれの土層からも出土遺物はなかった。

一方、第27層以上の遺物を包含する土層についても、各層上面にみられる何らかの隆起や窪みも全て遺構とは言い難い。たとえば、後述する第26、27層は復元可能な遺物を出土しているが、堆積土の状況や遺物そのものの遺存状態からみると、それらの遺物が流水堆積に伴うのはあきらかである。ところが、第21層の粗砂層から南に落ち込む第13層~第20層の一連の堆積土は、後述する遺物の出土状況からみてもこの落ち込みに伴うものである。したがって、各層の上面に現わ



第2図 2F-2 トレンチ東壁断面



第3図 第8層上面遺構

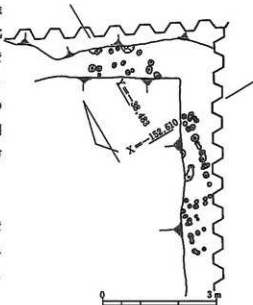
れた隆起や窪みの内、ある程度の方向性や規模、また遺物の出土状況によって堆し置られる相対的な痕跡を遺構としてとり挙げる。このような痕跡は、少なくとも第21層の粗砂の堆積の完了を俟って刻み込まれてゆく。

遺構と遺物

第8層上面(第3図) この土層上面でピット、溝等を検出している。SD01、SD02は幅0.9m、深さ0.2~0.3mの同程度の規模の溝である。埋土は2層(第11、12層)である。方向も等しく南北で、一連の溝とみられる。SD03は、幅0.9m、深さ0.3~0.4m。埋土、方向ともにSD01、02とは異なる。

溝以外では、土坑(SK01~05)とピット(SP01他)がある。SP01は、1辺0.2mの方形で、他のピットとは異なる。SD01、02、SK01、SP01からは少量の土師器片が出土した。

第9層上面(第4図) 第8層の砂層を取り除くと酸化鉄が沈着して赤橙色に変色し、表面の硬化した粘質土の上面が現われる。これが第9層上面である。この面では調査区北東部に集中する小ピット群を検出した。ピットの規模は、0.1m以下のものから0.2mのものまで様々である。個々のピット間の位置関係は明らかではないが、全体的には南北方向を指している。ピット内の出土遺物はない。



第4図 第9層上面遺構

第21層上面(第5図) 第21層の粗砂の上面では調査区東南部に北から南にかけて2つの落ち込みを検出した。第13~15層を埋土とする落ち込みⅠと第16~19層を埋土とする落ち込みⅡである。

落ち込みⅠ 下位の落ち込みⅡを切っている。

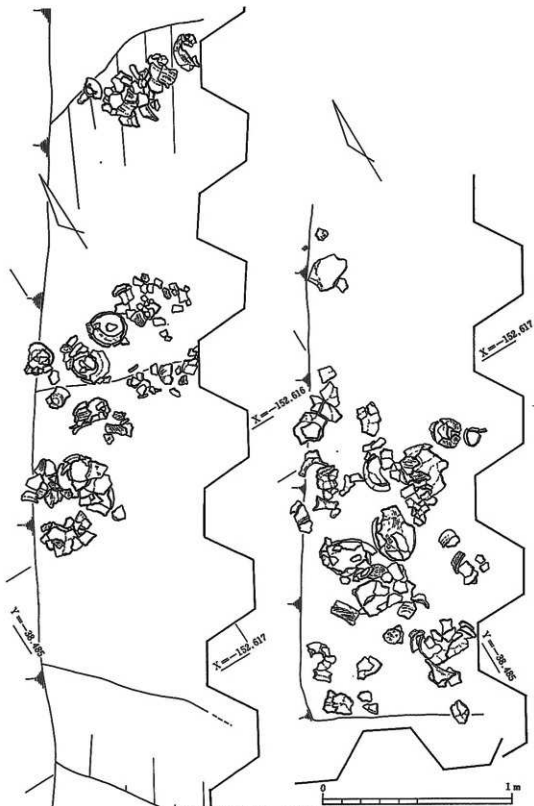
断面にかかる部分の幅は4.8m、深さは0.45mを測る。埋土は3層で、いずれの土層からも古墳時代前期の土器が出土している。しかし、まとまった出土状況を示すのは第14層から第15層にかけてである。

落ち込みⅠの出土遺物(第6、7図) 落ち込みⅠとして採取した遺物には、分割成形痕を残し、粗い左下がりのタタキを施す、やや厚手のⅡ様式系甕が圧倒的に多い(1~14)。底部の突出が著しいものもある(8)。その他、口縁部が短く、内外面に刷毛目調整痕のある広口壺(15)、鉢(16)、高環(17)が出土している。

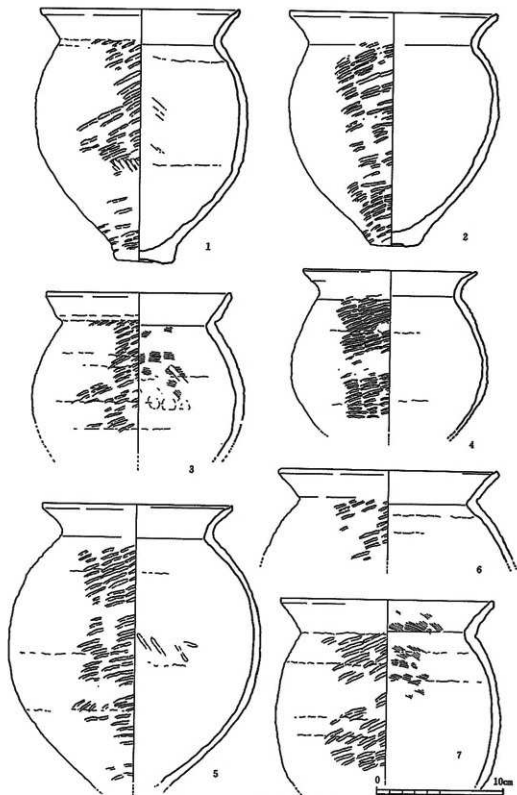
落ち込みⅡ 北の肩部を落ち込みⅠに切られ、南は調査区外に及んでいる。深さは0.65mを測る。4層の埋土の内、第18層の粘土中出土の土器群は比較的まとまりのある出土状況を示している。

落ち込みⅡの出土遺物(第8図) 落ち込みⅠと同様な甕が多い(18~23)。頸部が鋭く「く」の字形に外反するもの(19)や、口縁端部をつまみあげるもの(21)がある。甕以外には、鉢(24~27)、壺(29、30)がある。口縁端部をつまみあげる鉢には器壁の薄いもの(24)とやや厚いもの(25)がある。いずれも胎土は砂粒を含んで粗いが、焼成は良く、硬質である。短頸でゆるく外反する壺(29)は、外面にヘラミガキ、内面はハケメ調整している。広口壺(30)は内外面共ハケメ調整であるが、外面の頸部以下を粗いヘラミガキで調整する。

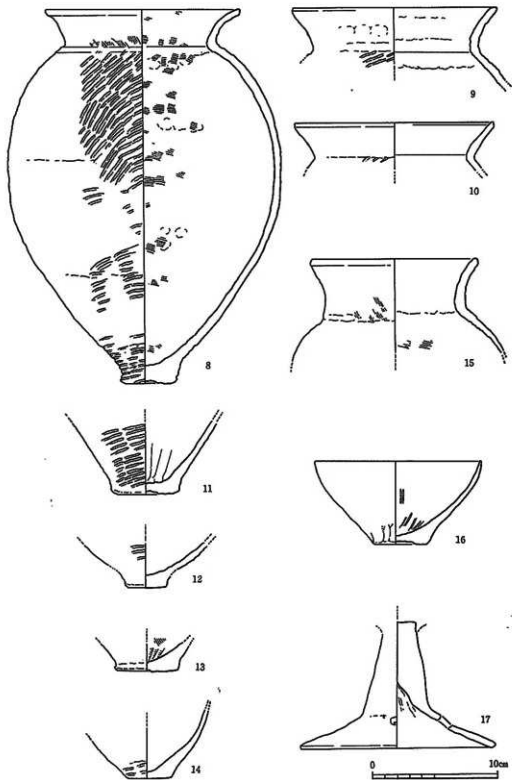
以上の他、流水堆積層では第26層と第27層で遺物が出土した。第26層は流水による粗砂の堆積の後、その上を覆う粗砂まじりの粘質土である。しかし、北では断ち切れているので、堆砂上全面にわたって溜まったとは言えない。第25層の細砂と互層となり、また上位には滞水の過程で堆



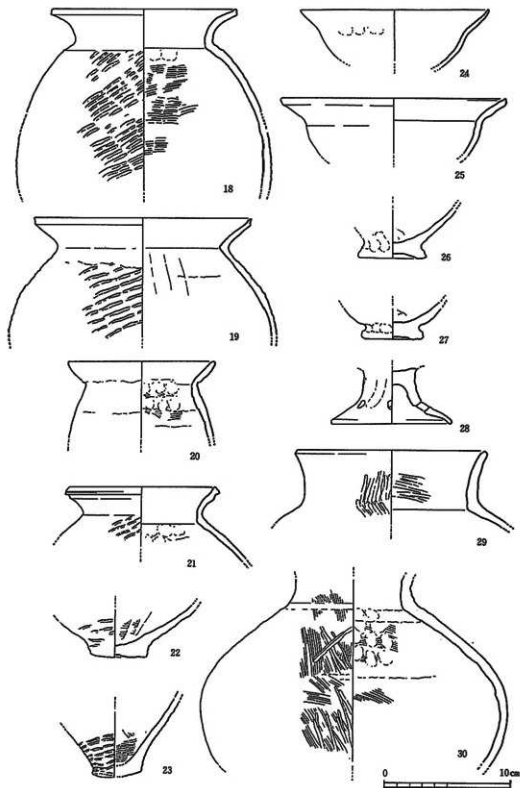
第5図 落ち込みI・II遺物出土状況



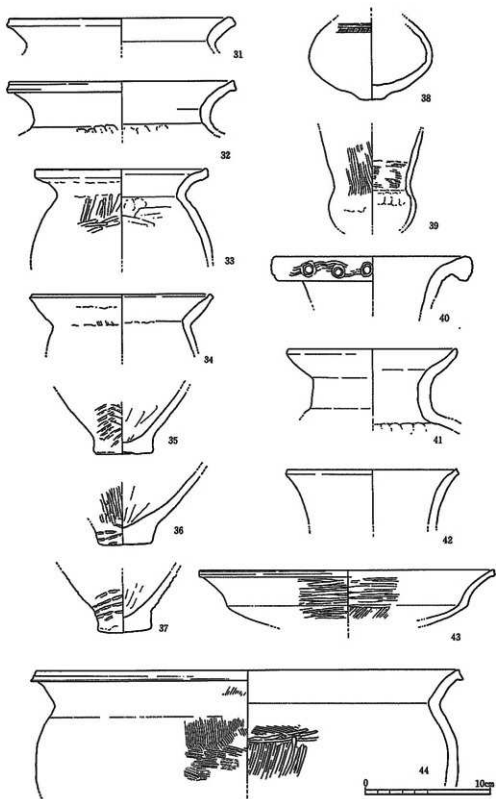
第6図 落ち込みⅠ出土遺物(1)



第7図 落ち込みⅠ出土遺物(2)



第8図 落ち込みⅠ出土遺物



第9圖 第26層出土遺物

積らしたらしい第24層の粘土があるので、一連の流水堆積の中で部分的に溜まった層と思われる。本層では著しく磨滅した土器片が出土している。ここでは図上復元可能な第26層出土土器を挙げる(第9図)。

採取した土器は、弥生時代後期から古墳時代前期(庄内式)にかけてのものが多く、甕(31~37)、壺(38~42)、高坏(43)、鉢(44)がある。

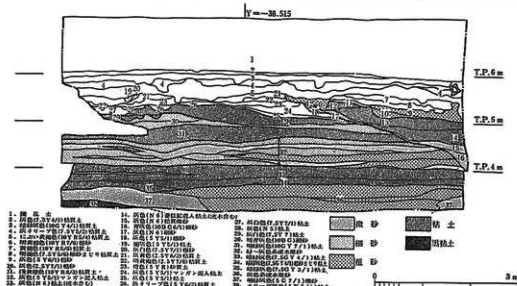
第 2 節

3 F—2 トレンチの調査

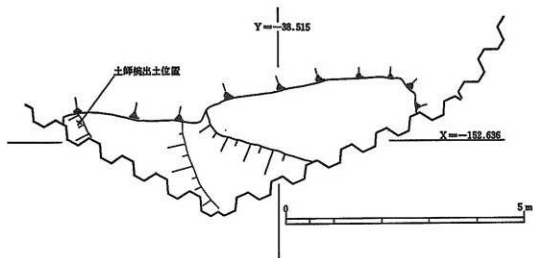
3 F トレンチの南端に拡張した三角形部分を調査対象とする。面積約13m²である。

地表面下約 1.0m まで機械掘削し、以下は層毎に人力にて掘り下げた。掘り下げに伴い、北側の旧 3 F トレンチの埋め戻し土は調査の妨げにならないよう、随時機械にて排土した。掘削最下限は T.P. + 3.2m の黒色粘土までとした。尚、調査途中、亀裂や崩れが生じ、一部断面図を作成しえなかったところもある。

層序(第10図) 本調査区の層序で、遺物を含む土層は第1層から第24層までである。内、第23、24層からは古墳時代前期の甕、高坏等の破片が出土している。第21、22層では須恵器片が混在する。第12層から第17層までは河川の流水堆積層となる。第14層からは曲げものの底板の破片と共に土師器碗が1点出土している(図版9)。第6層の砂層では瓦器碗の破片が採取された。暗文が密で、しっかりした高台の付くものである。第5層以上の遺物には近代の磁器も混入する。



第10図 3 F—2 トレンチ 断面



第11図 第21層上面検出河川



第12図 第14層（河川堆積土）出土遺物

遺構と遺物

遺構として積極的に挙げうるものはない。各層の上面で大なり小なり何等かの窪みや隆起はみられたが、それらを全て遺構と言ってよいかどうか決め手を欠く。上記したように、第12～17層の堆積状況は、この調査区の南側に南北方向の流路があったことを証明している（第11図）。今回の調査ではその最深部はT.P.+4.0mに達している。しかし、断面観察した限りでは河岸の傾斜面の一部が検出されたにすぎないようである。

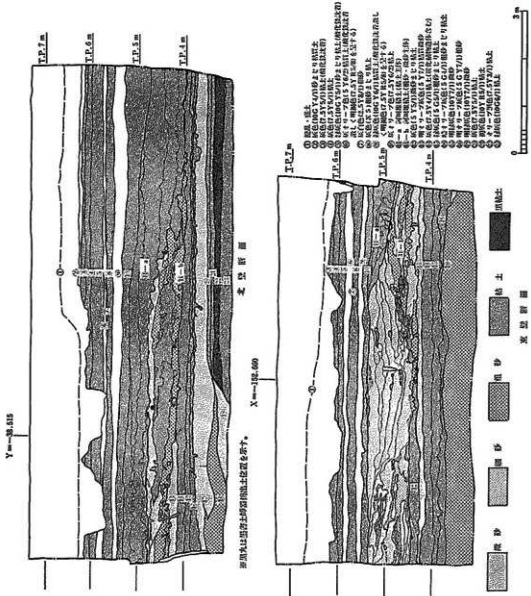
この河川の時期の一端を示す遺物としては、第16層出土の土師碗がある（第12図）。これは、口縁部を強くヨコナデし、以下を指オサエのままにして、成形時の凹凸を残すものである。9世紀後半から10世紀前半と考えられる。この土師碗と同じ土層から採取した曲げものの底板の一部には8ヶ所に径2～3mmの孔を穿ってある。別の底板との接合に際して紐を通した孔だろう。

尚、第24層以下は、何度か灰色系の粘土を挟みながら砂層の重なるほぼ水平な流水堆積層となっている。T.P.+3.5mに至っては黒色粘土（第41層）上に堆積する明瞭灰色の微砂（第40層）に達するが、この微砂を削り込み粗砂（第37～39層）が、矢板の南端際ではさらに黒色粘土をも断ち切って南に深まることが分かった（図版9）。時期は不明であるが、少なくとも黒色粘土堆積後にも南北方向の流路があったことは明らかである。

第 3 節 1Gトレンチの調整

トレンチの北端は交差点にかかり、南半は現用の東西水路が通る。このため調査対象面積114.5 m²の内、未掘乱部分の面積は約81m²となった。

調査の手順としては、先ず現地表面から約 1.0mを機械により掘削、以下人力により層毎に精

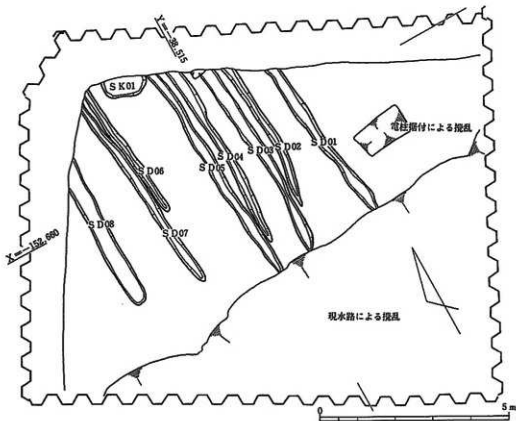


第13図 1Gトレンチ北壁・東壁断面

査しつつ掘り下げた。東西水路の攪乱土は一部機械によって排土した。断面による堆積土の観察は北壁と西壁について行った。

層序 (第13図) 地盤高はT.P.+7.3mで、この現地表面よりT.P.+6.2m、所によってはT.P.+5.5mまでは盛土及び攪乱土となっている(第1層)。この土を除去すると、灰色の砂の混ざる粘質土が現われる(第2層)。この土は東半部に残っていただけで、西半部では直ちに次の第3層となる。この第2層上面は旧耕土面で、足あとと坎の窪みがみられた。北部では未だ上からの攪乱痕が残る〔第1遺構面〕(図版10)。

第2、3層では近世～近代の陶磁器や土師器・須恵器等の磨滅した細片に加えてタイルの破片も混入する。しかし、第4層の灰色粘土中では磨滅はしているものの形態の分かる破片が出土した。土師器では、奈良時代の高杯の面取りをした低い脚部、鉄鉢状の鉢の口縁部、須恵器では奈良～平安時代の坏身、坏蓋、タタキメある甕の胴部片、器壁薄く暗文の粗い瓦器、それに灰黒色を呈する中世の丸瓦等が目につく。直ちに包含層の時期を限定できるわけではないが、中世の堆積を考慮できよう。この第4層を除くと酸化鉄を含む緑灰色の粘土である第5層に達する。この土層上面で南北方向の細溝を数条抽出した〔第2遺構面〕(第14図・図版10)。



第14図 第2遺構面

第5層以下第8層までは全く遺物を含まない。第8層の粘土上には第7層の灰白色の細砂が稀薄に覆う。この細砂を丁寧に取除くと5~10cm程度の窪みが疎らに露呈する。足跡面としておく〔第3遺構面〕(図版11)。

第8層より第10層までの各層上面では遺構は認められない。各層には土師器・須恵器の磨滅した細片が含まれている。その中で遺存状態の比較的良好的な遺物を挙げるなら、第8層では古墳時代土師器高坏脚部、中世の土師器羽釜の罎、皿、瓦質土器、須恵器では同心円状のタタキメをもつ甕胴部、壺の高台等がある。第9層では、奈良時代の土師器鉢、甕、須恵器環、鉢、それに布目痕ある瓦、第10層では、古墳時代土師器甕底部、奈良時代土師器環、布目瓦がある。以上の各層はトレンチ全域にわたって大体水平に堆積している。ところが、以下の第11層は、T.P.+5.3mからT.P.+4.8mを上面とし、下面はT.P.+4.5mからT.P.+4.0mにかけて堆積した粘土と砂の互層となる。流水堆積層である〔第4遺構面相当——河川Ⅰ〕(図版11)。

第12層以下は粘土と微砂の交互の水平堆積を隔て、第18、19層に至って再び流水による堆砂が観察される〔第5遺構面相当——河川Ⅱ〕(図版18)。この堆砂は第20~23層の水平堆積した粘土層を切り込んでいる。第12層以下遺物は出土していない。

遺構と遺物

遺構として挙げるのは、中世に帰属すると考えられる第2遺構面の溝、第3遺構面の足跡で、他は遺構面相当とした河川Ⅰと河川Ⅱである。遺物も大半(コンテナ10箱分)は河川Ⅰの関係である。ここでは、第2遺構面と河川Ⅰの説明を主とし、他は層序の説明に委ねたい。

第2遺構面(第14図) 第5層上面で検出した南北方向の浅い溝8条である。細いもの(SD02、04、06)で幅0.2m、広いもの(SD08)で幅0.5mある。深さはどの溝も0.02~0.03mと非常に浅い。

出土遺物は、土師器、須恵器の磨滅した細片ばかりで形態の復しえないものである。

溝の機能していた時期については、遺構面を挟む上下の層序関係から大まかにしか捉えられない。つまり、河川Ⅰの堆積終了と第4層堆積までの間ということになる。第4層では、層序のところで述べたように、奈良~平安時代の遺物で、形の分かるものがいくつかみられたが、その中に退化した高台をもつ瓦器の細片が1点含まれていた点に注目すると下限は概ね14世紀までであろうと推定される。また、上限は、後述する河川Ⅱの出土遺物の中で最も新しい時期の遺物を考慮して、少なくとも10世紀後半を遡ることはない。いずれにしても、中世の耕作溝としておきたい。

第4遺構面—河川Ⅰ

1) 堆積土(第13図) 河川跡の堆積土は大きく2つに区分できる。微砂~粗砂に大小の粘

土塊を包み込んで層界のラインに乱れや断絶がある第11-b層と、砂層の堆積はなく粘土を主体とし、層界のラインには乱れがあるもののほぼ水平な堆積を示す第11-a層である。前者は流水の急激な状況を、後者は緩慢から沈澱の状況を反映している。

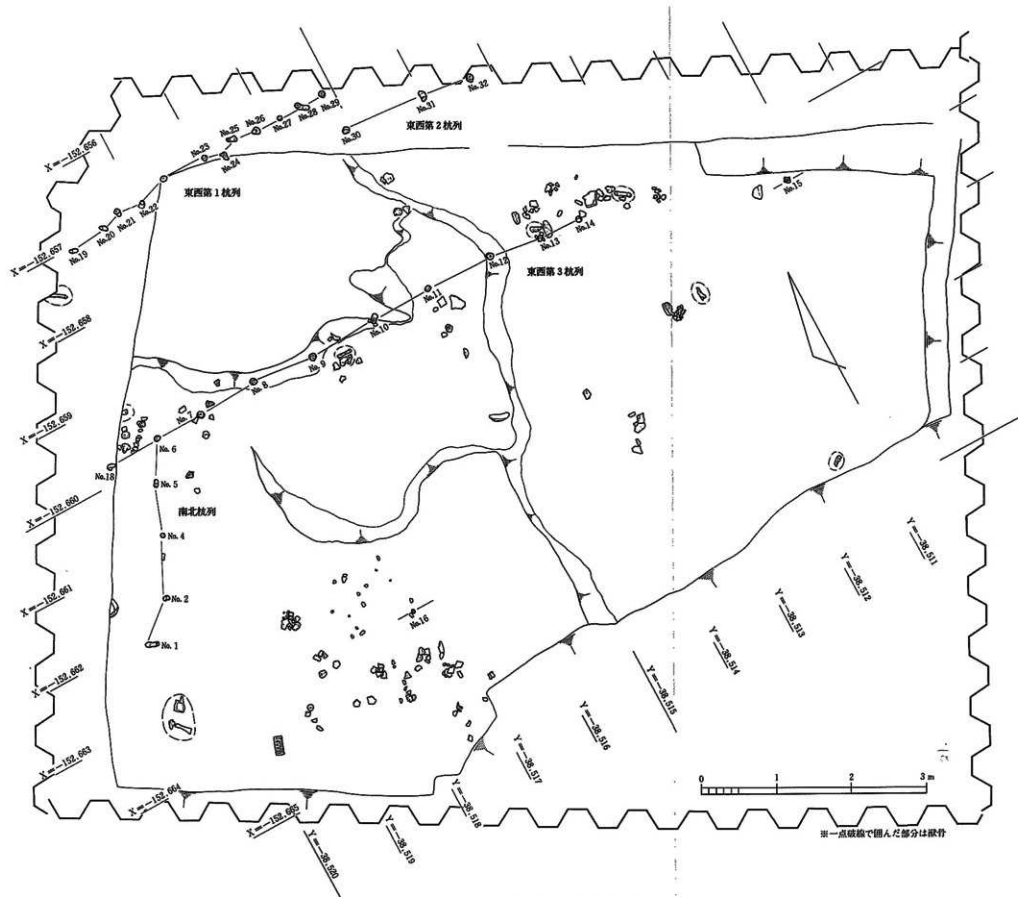
河川の流水堆積土の出土遺物は第11-b層から採取されたものが大半である。特に同層の河床面上に堆積した粗砂に集中している。遺物は弥生時代～奈良・平安時代にかけての土器類が主体である。また、粗砂を覆う粘土の上面、すなわち、北壁断面では第11-b層の最終堆積層にあたる粘質微砂層から、この断面ベルト取り外しの際、平安時代の土師碗が3個体、破片復原のものも含めて計5個体が出土している(第13図北壁断面図中に黒丸で表示・図版15)。

2) -a 河床面の状態(第15図) 河床面は西から東へかけて低くなる。その比高差は0.5~0.8mを測る。西側は徐々に高くなるが、河岸は調査区外にあって確認できなかった。河床面にはだらだらとした傾斜に沿って段差と窪みが認められる。窪みは段差から落ち込む浅い凹部のあるところで特に密集し、蜂の巣状となる。この河床面で人為的な痕跡として捉えられるのは打設された一群の杭である。

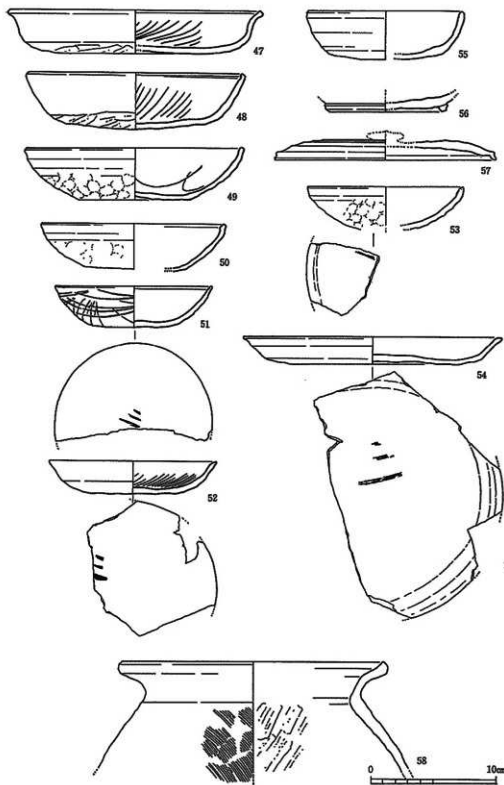
2) -b 河床面上の遺物の出土状態(第15図) 遺物の出土状態については河床面上の堆砂(第11-b層の最下層の粗砂)から出土したもののうち、特に河床面直上で検出した分に限って写真撮影と図化を行った。上記したように、弥生式土器、古墳時代～奈良・平安時代土師器、須恵器が多く、磚、石臼、石錘など土器以外の遺物もみられる。土師器には墨書きのなされているものが数点ある。その他、クマの骨格部位が10数点出土している。肢骨の管状骨部分が大半で、頭蓋骨の破片も含まれている。意存状態は良くない。出土位置(一点破線で囲んだところ)についてみると、杭列の周辺に多い傾向があり、このことは土器類の出土状態についても言えそうである。

2) -c 河川Ⅰの出土遺物(第16~18図) 既述した第11-b層の堆砂中の遺物が主体で、コンテナ(34cm×54cm×15cm)約5箱分を採取した。ここでは河川の時期を考えるうえで必要な土器とその他特徴的な遺物を図化した。

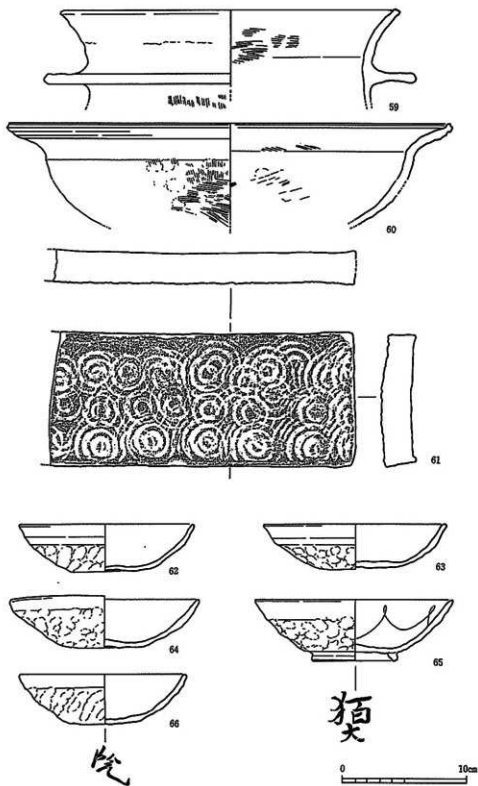
47~60の土器、61、67、68の土製品・石製品は河床面を最初に覆った堆砂中で出土した。底部ヘラケズリ、口縁部ヨコナゲ、内面にクセン状暗文や放射状暗文を施す皿(47)、環(48)、口縁部以下を指オサエのまま残す碗(49、50)、外面に粗いヘラミガキを加える碗(51)、外面をハケ、内面をヘラケズリする釜(58)、水平に鉤が付き、口縁部の外反する羽釜(59)、体部は浅く、口縁部は外反し、端部が内彎気味に立ち上がる鍋(60)等がある。須恵器では、端部の返りがなく、天井部が平らに近い形態の坏蓋(57)や有高台(56)、無高台(55)の坏身がある。土師器の中には、底部外面に墨書のある碗、皿がある(51~54)。墨書は全て「三」、もしくは「川」と読める。あるいは、文字ではなく単なる記号の類いかも知れない。一部しか残っていない例(53)もあるが、同様な墨書がなされていたと思われる。以上の土器類は概ね8~9世紀に及ぶものと考えられる。



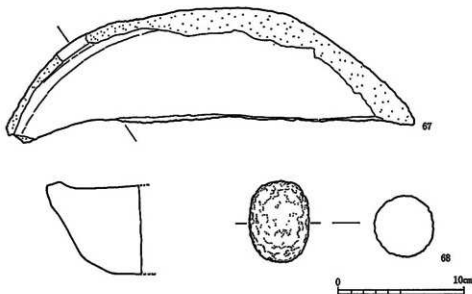
第15図 第4遺構面(河川I河床面)遺構・遺物出土状況



第168図 第4遺構面河出I出土遺物(1)



第17图 第4章 梯面河川Ⅱ出土遺物(2)



第18図 第4遺構河川I出土遺物(3)

土器類以外では磚の残欠(61)が1点出土している。須恵器にみられる同心円状のタタキで、片面を叩き締めている。厚さ2.4cmと薄い。石製品では、石臼の下臼の受部の残欠(69)と、全体を細かく打ち欠いて調整した石錘(68)がある。後者は弥生時代の土器類と共に流されたと思われる。

以上の遺物を含む堆砂とは層位的に区別できる北壁断面ベルト出土の土器群がある。既述した第11-b層の最終堆積となる粘質微砂中の出土品である(62~66)。

いずれも口縁部を強くヨコナデし、口縁部以下は指オサエのまま未調整とする。しっかりした断面逆台形の高台が付く例(65)と、無高台平底の例(62~64、66)の2形態がある。前者は、内面に粗い連弧状暗文をもつ。明褐色の胎土に砂粒や白色微粒を含む点はいずれにも共通するが、特に使用によって黄緑色に変じたと思われる変色具合もよく似ている。形態・調整手法からいずれも9世紀後半~10世紀前半の時期が考えられる。

これらの土師碗の中で、65、66には底面外面に墨書がある。65は「狛大」と記され、「大」の字はやや小さい。66は外面が二次的に被火して黒変していたため赤外線写真による撮影を行って図のような書体を得た。

この2点の土器の墨書については藤沢一夫先生より御教示いただいた。それによると、65の「狛」は「狛」を指し、「狛大」は大狛連か、あるいは狛氏系の特定の人物の名の一字、また、66は「税」の崩しと考えられ、遺跡に官衙的性格が認められるなら「税所」を意味すると考えてもよい、ということであった。

3) -a 河床面上の遺構の出土状態(第15、19図) 河床と直接関係する遺構は計32本の

杭である。内1本(№3)は、排土作業の過程で不用意にも抜き去られてしまった。したがって、№2と№3の間にもう1本の杭があったものである。

杭は2本が単独で位置するもの(№15と№16)を除けば、全て列をなしている。杭列は東西方向3列、北東～南西方向1列である。東西方向の杭列は本調査区の実測用削り付けに利用した国土座標のX軸にはほぼ平行する。これを北から順に以下のように名づける。

X = -152.657の北側に沿う№19～22、17、23～29 ……………東西第1杭列

X = -152.657とX = -152.658の間に通る№30～32 ……………東西第2杭列

X = -152.660の北側に沿う№18、6～14 ……………東西第3杭列

東西第3杭列の№6より南西方向に延びる№1～5 ……………南北杭列

この内、東西第2杭列以外の杭列は河岸方向から延びている。杭は№15を除き全て小丸太を使用し、真直ぐなものや曲がったものなど様々であり、一定していない。径は最大径でみると10～18cmが多い。しかし、東西第3杭列では15cm以上のやや太めのものが用いられている。№15は1辺5cm前後の角杭である。

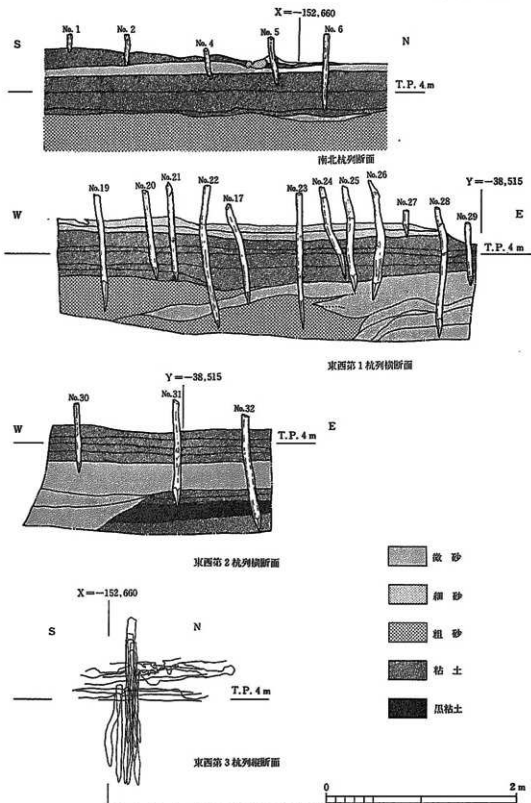
8) -b 遺構一杭列一の断面観察(第19、20図) 杭列の打ち込まれた状態を2方向から断面観察する。杭列の並びに沿う横断面の観察と河川の流れ方向を考慮した縦断面の観察である。1本の杭に両方向の断面を得るのは実際の現場作業としては難しい。このトレンチでは幸いにして複数の杭列を検出したので、東西第3杭列に対してのみ縦断面の観察を行った。その理由としては、

- この杭列がほぼ等間を保って打設されていて、打設作業の同時性が窺われる、
- 等間を保ちながらも河中央に近く打設されている東西第2杭列や、河岸と直角方向の位置になり南北杭列とは趣きを具にして、西高東低の河床面を河岸～河中央にわたって打設した意図が窺われる、
- 東西第1杭列は平面的にみて他の杭列とは違い、杭の等間性が認められない。この杭列については横断面の観察によりその原因を掴む必要がある。

などである。よって、東西第3杭列は横断面を殺しても杭の頭と尖端の絶対高は押さえることができるので、むしろ、河川の水流との関係を把握するための縦断面の観察だけを行った。

3) -c 横断面の観察 調査区内の土層観察用北壁断面は河川の正横断の位置からはずれ、斜め横断したような位置になる。したがって、実測用の座標のメッシュとの交点の絶対高で示される河床面の高低とは合わない。そこで、東西杭列がほぼX軸に沿うという出土状態の特徴に基づいて、トレンチ内にかかる全てのX軸で河床面の傾斜変換点を計測し、これを結んで折れ線により図示したところ、より実際の河床の起伏を得た(第20図)、次いで、この集約された折れ線の上に先ず東西第3杭列の残存頂部と地中の尖端部の絶対高を取り、杭列と河床面の深度変化をみてみた。これによって以下の特徴を得た。

- 1) 杭の間隔は変化せずほぼ等間を保つのに、杭の尖端の深度は変化し、河床面の深度変化



第19図 第4遺構面 (河川I河床面) 検出坑列断面 (1)

と比例する。

- ロ) 杭の地中に打ち込む部分の長さは0.5~1.1mと幅があるけれども、河岸に近いところよりも河尖に近くなるにつれてより長くなる傾向がある。

東西第2杭列や南北杭列についても大体同様である。ただし、東南第1杭列の場合には直ちにあってはまらない。よって、東西第1杭列の実測図(第19図)を基に上記と同じく河床の折れ線に重複させ、(イ)、(ロ)の観察結果を導入してみよう(第20図)。すると、東西第1杭列には、

No.19, 22, 23, 28	……………A群
No.20, 21~26, 29	……………B群
No.27	……………C群

の3つの杭列群が区別される。この群毎にみると、杭間の等間性や深度の変化も(イ)、(ロ)と矛盾しない。つまり、

- ハ) 流土の堆積による河床面上昇に伴い、杭の打設が時間を隔てて何回か行われた。東西第1杭列には、A群→B群→C群の打設作業の経過が反映されている。

この点について補足すべき事柄が2、3挙げられる。

第1に、B群の場合は杭が接近すること。これは、No.20(あるいはNo.21)、No.24(あるいはNo.25、あるいは26)と続く杭列として捉え直すと、この群ではほぼ同じ位置を狙った打ち加えがさらに何度かあったとみられる。このように捉え直した場合の尖端の深度の変化も(ハ)の観察を裏づけている。

第2に、南北杭列のNo.1は尖端深度が浅く、この河床面で杭としての用をなさない。地中に打ち込まれる部分の長さは東西第3杭列のもっとも河岸に近いNo.18と比較しても極端な差がある。この差は東西第3杭列の河床面とは別の、むしろそれ以降の河床面、特に河岸に近い部分での河床面に対する打設の結果と考えられる。

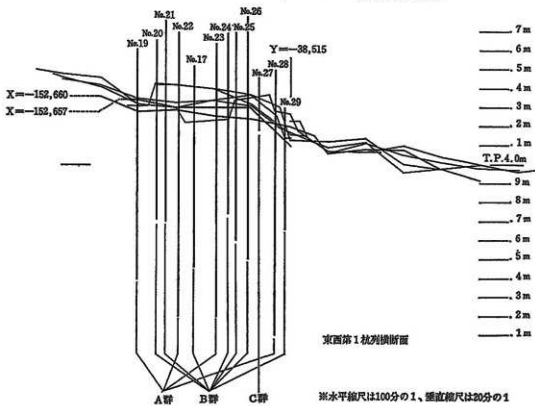
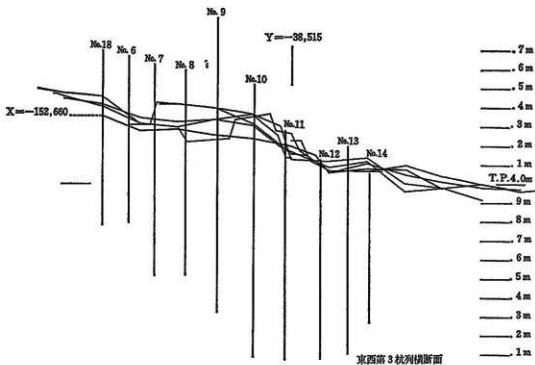
第3に、東西第1杭列B群のNo.29と東西第2杭列No.30は深度が等しく、位置はNo.29の真南0.55mにある。この関係は東西第2列が東西第1杭列のB群の打設時期に一連の作業として打ち込まれた可能性があることを示している。

このように、別の新たな位置に、既に打設されてある杭列との位置関係を考慮して打設作業を行うこともあった。それには、堆積する土砂で河床が上昇するという垂直的な原因に加えて、流路方向のもの微妙な変化という平面的な原因も挙げられよう。

3) 一d 縦断面の観察 東西第3杭列の各杭を南北方向に断ち切って得た図を基に杭の輪郭と河床面のラインをシルエット状に重ねた(第19図)。これによって次の特徴を得た。

二) 杭は河床面の凹凸にかかわらず、全て垂直に重なる。

ホ) 杭の根際(杭と河床面と交点周辺)を比較すると、北側の根際に河床面のラインの乱れが顕著である。



第20図 第4遺構面(河川I河床面)検出枕列断面(2)

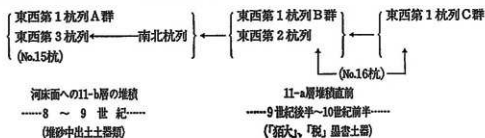
(二)は水面に対して直角に打ち込んだ結果である。(ホ)は流水が障害物に衝突すると、その障害物の下手では流水が渦流して「掘れ」を生じる当然の結果である。杭の断面を実測すると、杭の根際で微砂～細砂を含む窪みや無秩序な「混ぜ返し」を表現せざるを得ない。これも結局は(ホ)の現象のためである。したがって、(二)は、一定の意図のもとに、河床面が同一であった時期の河川に対する同一の打設作業を、(へ)は、そのときの河川が南から北に向かって流れていたこと証明している。

断面の観察では以上の(イ)～(ホ)の事項を指摘できる。

4) 以上の観察から杭の打設作業とその時期について整理する。

- 検出した第12～14層の粘土面は少なくとも8～9世紀の河川の河床面である。
- この河床面に東西方向の杭列が河岸より河中央に向かって打設される。流水堆積の繰り返しの伴った打設作業も繰り返された。
- 北壁ベルトの黒書土師器を含む土器群が混入したのは、出土層、杭の打設深度等の対比により、ある時期の杭列が機能していた期間の中の1時点に求められる。

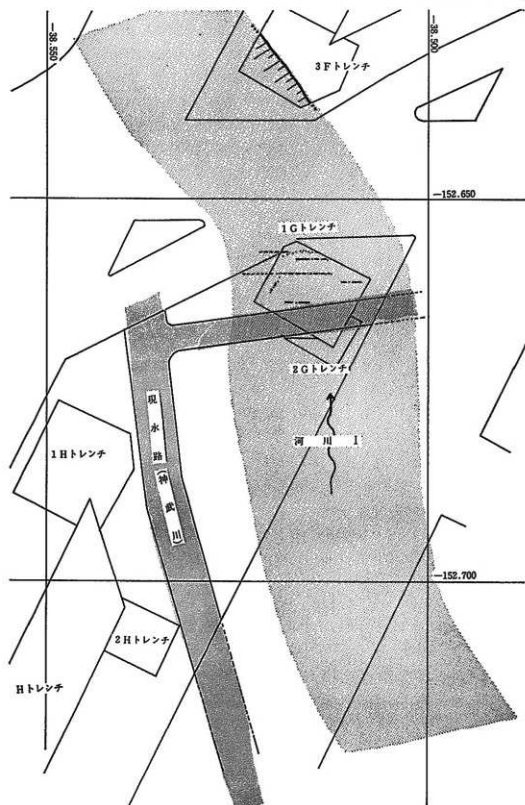
以上の点から打設作業の時間的経過を最も良く反映する東西第1杭列を基準に、作業の順序を辿り、およその時間をあてると以下のようになる。



No.15、16の杭は杭列をなさず独立した位置にある。打設深度からみると、No.15はT.P.+3m、No.16がT.P.+4.3mである。これまで述べてきたように、杭の打設には一定の規格性を伴った作業が認められ、その結果として杭列が残ったわけである。後述する機能の問題についても述べるように、単独に打ち込むことは今回の場合考えられないので、おそらくこれら2本の杭も本来は、特定の杭列の中に組み込まれたものとみられる。上の変遷図には打設深度に基づいて、この2本もそれぞれありうべき時期の作業過程に加えておいた。

5) 杭列の必要性和その機能 遺構の観察を下地にしてここでは杭列の必要性や機能の点についてみておきたい。

河川Ⅰの方向については、3F-2トレンチで右岸の一部が確認されている以外、1Gトレンチでは河岸の検出はできなかった。しかし、河床に打設された杭列との関係からある程度の予測はできる。杭列の内、東西杭列は左岸から河流に対しほぼ直角に打設されていたことは既に観察した。1Gトレンチでは河川Ⅰは大体現用の南北水路と平行する形で北流していたと考えられ



第21図 第4道橋面河川I推定位置

る。ところが、3F-2トレンチではかなり西へ方向を転じ、それゆえ右岸の一部が検出されることとなった。このことから、1Gトレンチと3F-2トレンチの間で河流は西へ蛇行していたとみるのが自然である。1Gトレンチは正にこの蛇行点の直前に位置するといえる(第21図)。

河流が直線的に流れる箇所と曲線的に流れる箇所とは水流に対する河岸の抵抗に差があり、後者の方が応力は大きいとみななければならない。河岸に対するこの負担を軽減する意図は周辺に住む人々に共通するものだったろう。しかし、蛇行点で勢いを加えた水流を蛇行点で圧えるのは意味がない。むしろ、蛇行する手前で水勢を圧えることの方が妥当であった。ゆえにその手前にあたる1Gトレンチの位置で杭列を繰り返して打設した必要性は正にここにあるとみななければならない。

次に杭列そのものの機能についてみてみよう。杭列には横木等の組み材やそれに準じる細工は全くなされてない。杭として使用された丸太には樹皮の残るものいくつかあるが、それらにも横木を渡した時に残るような痕跡は認められない。したがって、河川Ⅰの杭は等間隔に打って列をなし、雨からの流水を受けるだけの工法である。『水制工論』には各種工法が挙げられているが、その中に、

「水制は水流に対して、1つの障害を造り、以て川床及河床を保護する、一方法たるに止まり、流水を激せしむるは其の目的に非ざるなり。……水を激動せしめざる様、柔かく抵抗せしめ、又は数多の柔式水制により、一の目的を達せしむる様留意すべく、要は水制工を、可成透過工として、低位に築設する事肝要とす。」

という記述がある。その具体的な一方法としての「杭出し」の機能に触れている。

「云来杭出しは、透過水制の鼻祖とも言ふべきものにして、……杭出しを数列に設ける場合は、各列の間隔を水流の緩急に応じて加減すべし。即ち第一列と第二列との間は之を広くし、第二、第三の間は接近せしめ、以下次第に接近せしむるときは、水流を均等に受けしむるの利あり。尚其先端に於ても亦間隔を疎にし、且低く打込むを良しとす、即ち水勢強くなる箇所は、巧に之を避け以て水制の作用を完ふするにあり。」

同書ではまた、この「水制」の角度について、川に直角、下向き、上向きの3つがあるとして、

「直角の場合に於ては、之亦水制下手の根柢に、深掘を生ずる事あれ共、下向きの如く大ならず。而して上向の場合にありては、其下手に水制に沿ひて一面に砂洲を生じ、且水制根柢に多量に沈澱するが故、効果良好なり。然れ共只水制の先端を浸され易きが故、之に頭部を附するか、又は先端のみを直角或は下向とし、以て深掘を防止せば可なるべし。」

と脱ぎ、実験結果に基づいて、一般的に上向15度内外を適当としている。

今、この記述にしたがい1Gトレンチ河川Ⅰの河床の杭列をみると、「透過水制」の横工(川流に対し直角に設ける)の機能に近い。杭の打設角度も水面に対し直角、上述の適当な角度と矛盾しない。

かくして、河川Ⅰの杭列には水勢を和らげ、それによって河岸・河床を保護するという、「柔

式透過水制」と同様の機能が窺われる。

第5遺構面—河川Ⅱ—（図版18）

河川Ⅱについては、1Gトレンチの北東部に河岸の一部を検出しただけである。河川内の堆砂は全て粗砂であり、掘削深度に達しても尚変化はなかった。さらに下位の状況を把握すべく、3.0×5.0mの筋掘りを行ったが、0.8~1.0mで出水と砂の崩れが激しく作業を打ち切った。

粗砂より出土遺物はなく、また、河川Ⅰの河床面以下連の砂層・粘土層にも出土遺物はない。よって、1Gトレンチ内で知り得る河川Ⅱの時期については河川Ⅰとの関係で8世紀以前言う他ない。ただ、この河川の河岸の堆積土は3F-2トレンチの最終掘削で確認した河川の河岸の堆積土の層序と似ているので、同じ河川のそれぞれ一部を検出したと考えられる。

第 4 節

2 G トレンチの調査 (図版18)

1 G トレンチの調査に先立って、2 G トレンチ南コーナーの外側に計21㎡のL字形のトレンチを設定した。これを2 G トレンチと呼ぶ。このトレンチの必要掘削深度はT.P. +5.4mである。調査所見は1 G トレンチに等しい。以下層序について簡単に述べておきたい。

第1層T.P. +7.25m~6.24m	攪乱・盛土層
第2層T.P. +6.24m~6.15m	灰色 (10GY $\frac{1}{4}$) 砂混じり粘質土
第3層T.P. +6.15m~6.0 m	灰色 (7.5Y $\frac{1}{4}$) 粘土
第4層T.P. +6.0 m~5.76m	緑灰色 (10GY $\frac{1}{4}$) 砂混じり粘土
第5層T.P. +5.76m~5.6 m	灰色 (N5) 粗砂混じり粘土
第6層T.P. +5.6 m~5.5 m	緑灰色 (10GY $\frac{1}{4}$) 粘質砂
第7層T.P. +5.5 m~5.3 m	灰オリーブ色 (7.5Y $\frac{3}{4}$) 粘土

以上の層序の内、第4層上面では小溝、第6層上面では足あとが検出されている。それぞれ、1 G トレンチの第2遺構面、第3遺構面に対応する。第6層まで磨滅した土師器・須恵器等の細片が出土しているが、遺構に伴うものはなかった。

第5節

1Hトレンチの調査

今回の調査で最も南に位置する。既に調査の終えているHトレンチではその最も北に位置するトレンチであり、トレンチ南端は前回の調査区と重複している。調査面積は約171.5m²である。

調査区の地盤高はT.P.+7.5m前後である。現地表面下約1.0mは機械掘削にて掘削した。部分的に攪乱が及んでいるところには構造物のコンクリート塊や埋設管があり、これらも機械にて除去・掘削した以外は全て人力により層を追って掘り下げた。尚、掘削必要深度はT.P.+3.3mである。

層序(第22図) 第1層は攪乱・盛土層で、調査区西半をほぼ南北に走る第1-b層より掘り込まれた溝は古墳時代の遺構面に達し、その一部を攪乱している。この攪乱溝の埋土中よりコンテナ半箱分の古墳時代前期の土器片を採取した。

第2層は緑灰色の粘土である。この粘土上面では足跡と思われる窪みを検出した〔第1遺構面〕。この第2層・3層では磨滅した土師器・須恵器の細片が出土しているが、時期は不明である。

第4層の砂質土上面では調査区中央を南北に走る隆起を検出した。東西の隆起は攪乱のために途切れている。この隆起を畦畔として捉えた〔第2遺構面〕。この畦畔に平行する溝から採取された遺物は磨滅した土師器・須恵器の細片が多く、遺構の時期を決定するには貧弱な資料であるが、瓦器の細片が2、3点出土しているので一応中世の耕作地としておきたい。

第5層の灰白色砂は全面に堆積していない。第6層の粘質土上面で検出した南北及び東西の小溝群〔第3遺構面〕の埋土ともなっている。第3遺構面の調査終了後、断面観察用ベルトを除去する過程で、西壁ベルト内に木枠の井戸の一部が検出された。この井戸の遺構面としては、層序からみて第3遺構面が該当する。井戸の埋土からは8世紀代の土師器・須恵器が出土している。

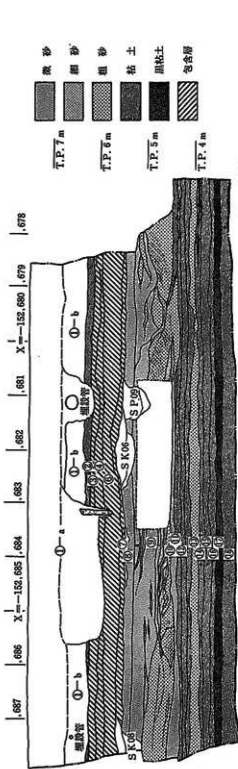
第6層は黒褐色の粘質土で古墳時代前期の遺物を多量に含む包含層である。

第7層は第6層よりも薄い色の粘質土で、調査区西半と南半の一部に堆積する。この層の上面では土城、小ピット、小溝を検出した〔第4遺構面〕。土城の出土遺物からこの遺構面を古墳時代前期(布留式期)と考えている。第7層もまた下位の遺構面上に堆積する包含層となっている。

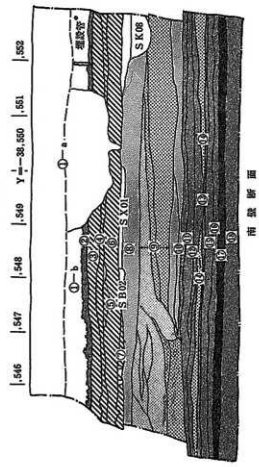
第8層は、微砂～粗砂の互層に示される流水堆積層(第9層)を全面にわたって覆う粘質微砂層である。この微砂の上面で竪穴式建物、土城、溝等古墳時代前期(庄内式期～布留式期)の遺構を検出した〔第5遺構面〕。

第9層の流水堆積土の内、下層の粗砂の中から磨滅した弥生時代後期の土器片が出土している。

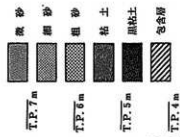
第10層は上記の一連の流水堆積土を除いて現われる微砂層である。この微砂の上面を河床面として捉えた〔河床面I〕。東半部には流水に洗われてきた凹凸がみられる。



西壁断面



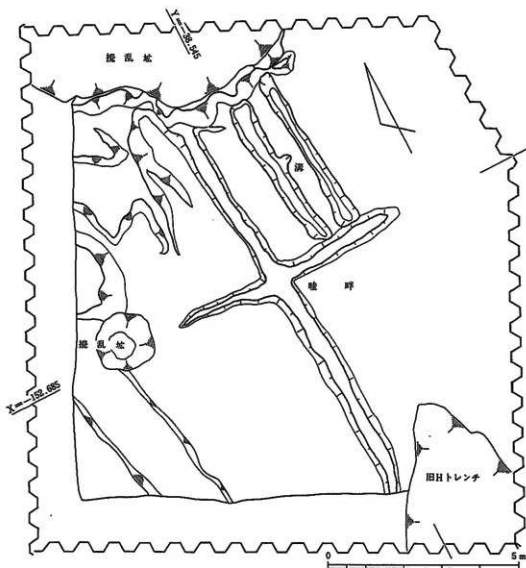
南壁断面



- ①-a 埋設土
- ①-b 山土盛土
- ② 暗緑灰色 (5 G3/1) 粘土
- ③ 暗灰色 (10 G Y5/1) 砂質土
- ④ 褐色 (5 Y R) 砂質土
- ⑤ 灰白色 (7.5 Y 7/1) 砂
- ⑥ 黒褐色 (10 Y R5/2) 粘質土
- ⑦ 暗灰色 (10 Y R5/1) 粘質土
- ⑧ 黄灰色 (2.5 Y 8/4) 粘質微砂質土
- ⑨ 微砂・細砂・粗砂の流水堆積
- ⑩ 灰ナリ-アープ色 (7.5 Y 5/2) 粘質微砂
- ⑪ 灰ナリ-アープ色 (7.5 Y 5/2) 粘土
- ⑫ 暗緑灰色 (5 G4/1) 粘土
- ⑬ 灰色 (5 Y4/1) 粘土
- ⑭ 灰白色 (N 8) 粗砂
- ⑮ 灰ナリ-アープ色 (10 Y 5/2) 粘土
- ⑯ 灰ナリ-アープ色 (10 Y 4/2) 粘土
- ⑰ オリ-アープ褐色 (7.5 Y 3/1) 粘土 (粗砂まじり)
- ⑱ 灰ナリ-アープ色 (10 Y 5/2) 粘土 (粗砂まじり)



第22図 I H トレンチ西壁・南壁断面



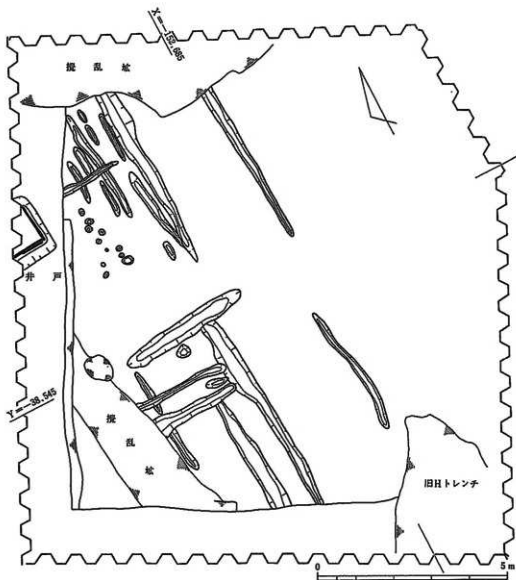
第23図 第2遺構面

第11層以下では一連の粘土層が水平堆積を示す。

第14層の粗砂を除いた第15層上面で河床面を検出した〔河床面Ⅱ〕。この河床面では流木と足跡を検出している。

第17層の粘土面上では畦畔を検出した〔第8遺構面〕。この土層より上位の堆積土では、上述した第9層から弥生時代後期の土器片が出土しているのみである。一方、下位には全く遺物を含んでいないので、この調査区内では畦畔の時期は押さえ難い。弥生時代後期以前の畦畔と言う他ない。

第18層は黒色粘土層となっている。上面には隆起もしくは凹みの類いはみられず、またこの粘土からも遺物は出土していない。

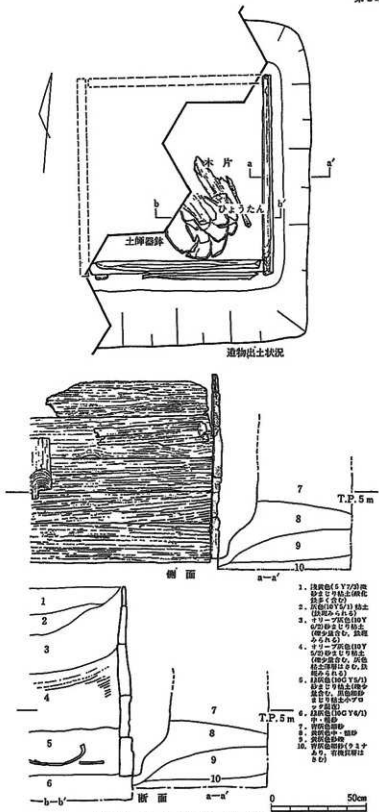


第24図 第3遺構面

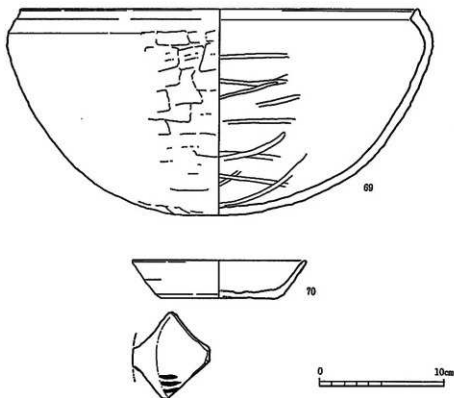
なお、第19層以下は、調査区中央に2.0m×6.7~7.0m、深さ約1.0mの筋掘りをかけ、下位の堆積土の状況を観察した。これによると、T.P.+3.0m~3.2mには第18層と同様の黒色粘土が堆積する。本層も含めて、筋掘り部分からも遺物は出土していない。

遺構と遺物

第1遺構面（図版19） 第2層上面で全面に検出した足跡である。方向性や規格性といった傾向はみられない。この面に被るのは山土の盛土であり、この盛土の上面から溝が掘削され、埋設管が敷設されている。



第25図 第3遺構面井戸



第26図 第3遺構面井戸出土遺物

陸測図でみると当該区は、北、南、西の三方から水田に囲まれ、東側には建築物が立ち並んでいる。盛土が建築物の地盤とすると、盛土以前は周辺と同じく水田地帯だったと考えられる。足跡もその水田と関係するのだろう。

第2遺構面（第23図） 第4層上面で検出した東西及び西北方向の畦畔とその北側に検出した溝2条である。畦畔の東西方向は上からの攪乱のため途切れている。

畦畔の幅は0.5～0.8m、高さ約0.05mである。溝の幅は0.2～0.5m、深さ約0.03m。畦畔に平行する。

溝から土師器・須恵器の細片が出土しているが磨滅が激しく、時期の判定に役立つものはない。瓦器片も2、3点出土しているが、残り具合は同様である。しかし、この瓦器片の混入する点に注目すると、第2遺構面は概ね中世と言えそうである。

第3遺構面（第24図） 調査区西半部を中心に検出された東西方向と南北方向の溝、小ピット群である。東西方向の溝が南北方向の溝を切っている。

溝は、幅0.2～0.4m、深さ0.05mまでの細手で浅いものと、幅0.5m、深さ0.05～0.1mのやや

幅広で深みのあるものがある。ピットは、径0.1~0.2m、深さ0.05mの小規模なもので、トレンチ北部に集中している。

第3遺構面の検出遺構としては他に井戸が1基ある。これは、T.P.+5.4mの古墳時代前期面までの調査を済ませた後、断面観察用の西壁(幅約1.0m)を取り除く過程で検出したものである。したがって、敲密に言えば、上記の遺構群と共に検出したものではなく、層序の対比によってこの遺構面に該当させたものである。

井戸(第25図) 井戸は、方形の掘り方のほぼ対角線に沿って真半分に矢板で切断されて出土した。

検出部分での掘り方の上面は一辺1.6m、底面では1.2mを測る。掘り方内には井戸枠が残っていた。残っていたのは、東辺と南辺の2方向の枠だけである。最下段の枠板を掘り付けている掘り方の最下底面での標高はT.P.+4.65mである。井戸枠は、掘り方の各辺に沿って横積みしたもので、各辺5段分ある。

井戸枠に用いられた板は、厚さ3~5cm、幅17~28cmのヒノキ材だが、長さは東辺の方が長く1.05m、南辺はやや短く、0.9mを測る。固定は短組み継ぎによっている。すなわち、東辺の長い方の板の両端の内側にあたる部分を切り欠き、この組み代で、組み合う南辺の板の木口を覆う組み方である(図版38)。

東辺、南辺とも最上段に残る板は完存してなく、露出していた時期があったのか、干からびて他の板の厚さとは比較にならないほど薄くなっていた。また、実際に井戸枠として用いられた板以外に、井戸枠の板の孔を塞いだり、上下に重なる枠板を接合するための短い不均一な板切れもあった。

井戸の内側に堆積した土は5層に分けられる。いずれの土層からも土師器・須恵器の細片、木の枝等が出土したが、最下層からは土師器鉢と須恵器坏身、それと共にヒュウタンの破片が出土している。

井戸出土遺物(第26図) 井戸から出土した土器の中で図上復原可能なものを挙げる。いずれも井戸の底面から出土した。

土師器鉢(69)は、鉄鉢形をして底部は丸味がある。外面はヘラケズリ、内面は粗いヘラミガキをしている。須恵器坏身(70)は口縁部が斜めに直直ぐのびる形態。底部外面に「三」もしくは「川」の墨書がある。同様の墨書は、既述の1Gトレンチの河川Iの堆砂からも数点出土している。以上の2点を8世紀中頃と捉えておく。

第4遺構面(第27図) 調査区西半部と南半部に堆積した第7層上面で検出した土坑(SK01、02)、ピット(SP01~12)、溝(SD01、02)を指す。

ピットは径0.1~0.2mの小規模なもの(SP06~12)と径0.3~0.5mのやや大きい規模のもの(SP01~05)がある。溝は南北方向やや西に振れる。土坑では、SK01が南西方向に浅く落ち

込む。全体規模は不明。SK02は不整な五角形となる。規模は径1.6~1.7m、深さ0.3m、埋土は暗灰色の粘質土で、レンズ状の堆積を示す(第28図)。

SK02は第5遺構面のSK02が埋没して機能を失った後、第4遺構面の形成される時点では落ち込み状となっていたようである。

遺構から遺物を出土しているのはSK02だけである。SK02からは、古墳時代前期の小型丸底壺、甕、砥石、板切れが出土した。

SK02出土遺物(第29図) 小型丸底壺は形態・調整の異なるものである。球形の体部に斜めにのびる口縁部の付く形は共通するが、口縁部径が体部最大径を上回って長いもの(71)と下回って短いもの(72)とがある。調整は残りが良くないが、前者は外面を横にヘラミガキ、後者は体部外面をハケ、内面をヘラケズリしている。甕は球形の体部と「く」の字形に屈曲する口頸部をもつもの。(73)の口縁部はやや内彎気味に斜め上方にのび、その端部は内側に肥厚して面をなす。(74)の体部はやや下膨れの形になる。また、口縁部は内彎気味に斜上方にのびて、その端部は小さく膨らむ。いずれの器も、外面のヨコナデは頸部にまで及び、内面のヘラケズリは頸部のやや下まで施されている。

砥石(75)は両端を欠失している。砥面は4面である。砂岩製である。

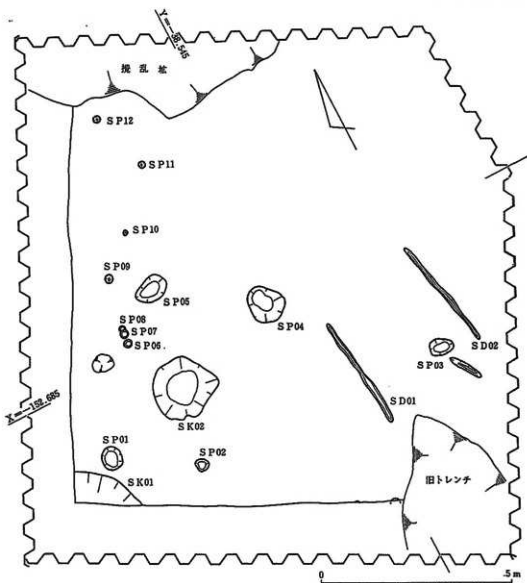
第5遺構面(第30図) 第8層上面で検出した堅穴式建物、土壇、溝、ピットをこの遺構面とする。

第1号堅穴式建物(SB01)(第31図) 一辺5.0mの隅丸方形の堅穴である。軸方向はN-20°-W。壁溝は四周する。壁溝の幅は狭広あるが、深さは0.15~0.2mを測る。柱穴は4ヶ所(SP05~08)。東西柱間は南北柱間より長い。柱穴の径は、SP05、06で約0.3~0.4m、SP07、08で0.24~0.28mある。また柱穴の位置は堅穴全体の中でやや北に寄る。柱穴の深さは断面図に示したように一定していない。SP05の底面には礎板(10cm×20cm×3cm)が残っていた。南壁中央では内側に浅い落ち込みを検出した。埋土は暗褐色粘質土で北側に向かってレンズ状の堆積を示す。この埋土に扮れて板切れが2枚出土している。この落ち込みに関しては堅穴に直接かかわるものではなく、埋土の堆積過程に伴うものかも知れない。

堅穴横底面には支柱穴以外全面にわたって多数の小ピットを検出した。これらのピットを忠実に掘り進めると支柱穴の検出レベルよりも若干低くなる部分がある。このようなことから判断すると、これらのピットは堅穴の床面というよりも床面を整える作業に伴うものかも知れない。

堅穴埋土は基本的に3層に分層できる。遺物は1、2層から出土している。出土した土器は古墳時代前期のものであるが、細片が多く復原できるものは少ない。

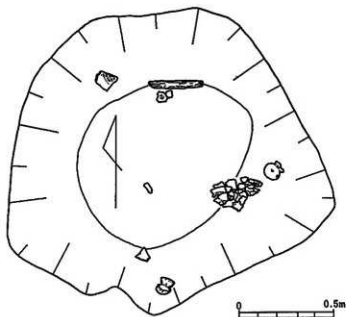
第1号堅穴式建物出土遺物(第32図) 復原可能な破片をいくつか図示した。壺(76)は複合口縁の形態をとり、口縁部はやや外反気味である。鉢(77)は甕の体部下半と同じ成形によるもので、口縁部は真直ぐ立ち上がり端部をもつ。内・外面ハケ調整である。(78)は甕の底部、



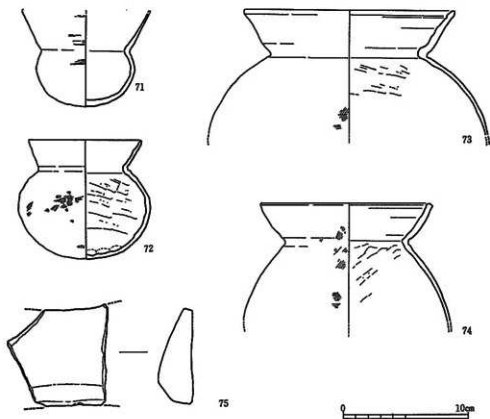
第27図 第4遺構面

(79) は甕もしくは鉢の底部と思われる。(80) は台付甕の脚台だろうか。(81) は小型器台の脚台で大きく外に囲く形態。内・外面ハケ調整である。高杯の脚部 (82、83) は横方向に細かいヘラミガキを施す。

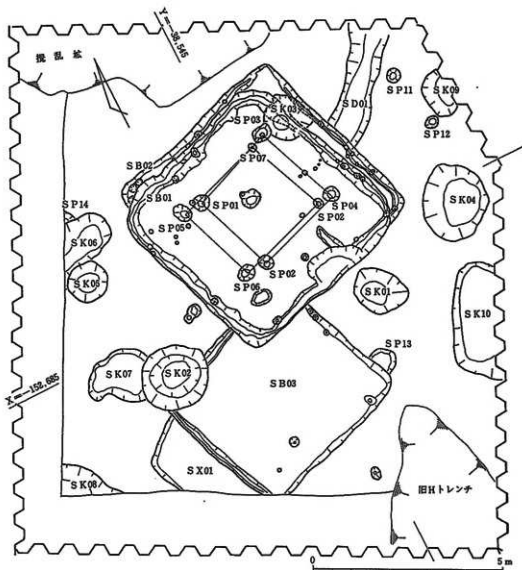
第2号竪穴式建物 (SB02) (第31図) SB01に切られ北辺と東辺だけが残る。隅丸方形の竪穴をもつ。一辺5.0mと規模はSB01に匹敵する。軸方向はN-18°-Wで、SB01よりやや東に振れる。柱穴 (SP01~04) は、径0.4~0.5mで、深さはSP02が他に比べてやや深い。SP04では径12cmの柱根が、SP02では木片が残っていた。後者は礎板の残りと思われる。柱穴間は2.3~2.5mある。壁溝が北東隅周辺では途切れている。壁溝の底面には小ビットが数ヶ所で検出された。



第28図 第4遺構面S K02遺物出土状況



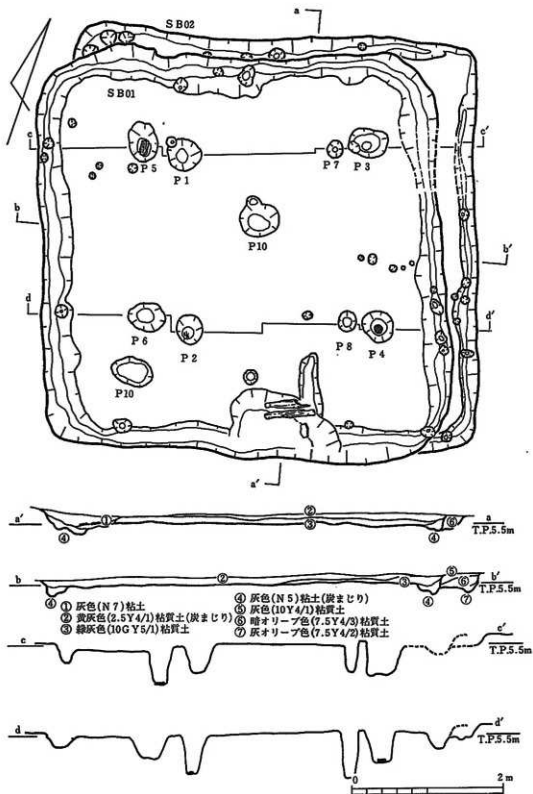
第29図 第4遺構面S K02出土遺物



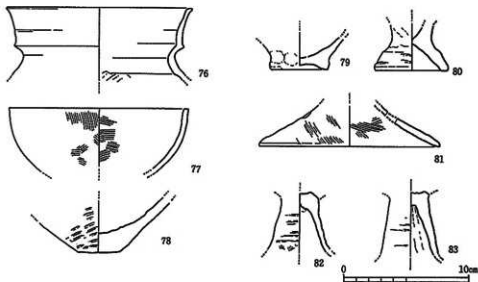
第30図 第5遺構面

堅穴内の埋土は、東壁南半で3層、北壁から東壁北東部にかけては分層できなかった。これらの埋土中からは少量の土器片を採取したが、いずれも復元に耐えない細片であった。しかし、SB01と同様な特徴をもつ破片なので、時期的には大差ないと思われる。

第3号堅穴式建物(SB03)(第30図) 東隅はSB01、西隅はSK02に切られている。残った部分から判断すると、一辺4.3m前後の隅丸方形の堅穴となる。軸方向は $N-21^{\circ}\sim 22^{\circ}-W$ で、SB01に等しい向きである。規模はSB01、02よりは一回り小さい。堅穴内には浅い小ピットが数ヶ所に認められたが、柱穴は確認できなかった。検出面からの堅穴の掘り込みも0.05~0.15mと浅い。埋土は灰オリーブ色粘質土のみであった。壁溝らしきものは北壁と西壁に沿って検出したが0.02~0.04mと浅い。埋土中出土遺物は土器の細片が少量ある。これによって明確な



第31図 第5遺構面S B01、02平面・断面



第32図 第5遺構面S B01出土遺物

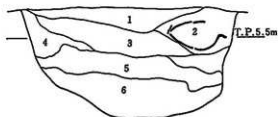
時期判定は難しいが、古墳時代前期の土器片に変わりはないと思われる。

第1号土壌 (SK01) (第30、33図) 長径1.4m、短径1.1mの不整な長円形をしている。深度は検出面から0.53m、標高ではT.P.+5.22mまで掘り下げている。埋土は6層に分けた。1～3、5層から土器片が出土した。内、第2層ではほぼ全形を復し得る広口壺形土器が横倒しの状態で出土している。

第1号土壌出土遺物 (第34図) 広口壺 (84) は、球形の胴部に外反する口縁部が付き、口縁端部は少しつまみあげて外端面をなす。底部は小さい平底となる。頸部には列点文を飾る。体部下半から底部にかけてタタキメが残る。頸部、体部は粗いヘラミガキを施す。体部下半ではタタキの上からヘラミガキを行っている。同じく広口壺 (85) は、口縁端面の外端面が狭くヨコナデされている。また頸部はハケ調整されている。複合口縁壺 (86) は、外反する頸部に外開きの口縁部が付く。頸部にはヘラミガキが残る。(87、88) はタタキの施された甕の底部。高杯脚部 (89、90) は縦方向にヘラミガキを施す。小型丸底壺には、口縁部がやや内傾しながら外斜方にのびる形態 (91) と短くのびるもの (92) がある。

第2号土壌 (SK02) (第30、35図) 長径1.94m、短径1.68mの長円形土壌である。深度は検出面より0.81m、標高ではT.P.+4.9m。第4遺構面のSK02はこの土壌の最終堆積後の落ち込みにあたる。埋土は4層区分した。いずれの土層からも土器が出土している。第4層からは完形の甕が1点出土した。

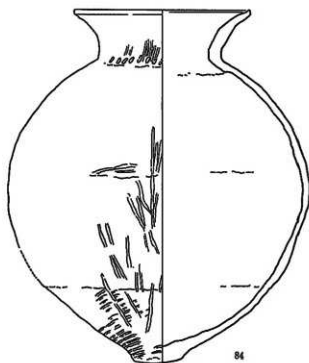
第2号土壌出土遺物 (第36図) 球形の体部に「く」の字形に屈曲する口縁部の付く甕 (93) である。真直ぐ斜上方にのびる口縁部の端部は小さくつまみあげ、外端面をなす。体部外面上半



1. 紅い・黄褐色(10Y R5/0)粘質土(固まじり)
2. 灰白色(10Y 7/2)灰砂
3. 灰白色(5Y 7/1)粘質砂(固まじり)
4. 灰白色(10Y 7/1)粘質砂
5. 灰色(10Y 6/1)粘砂(テラコッタ色(10Y 3/1)粘土ブロックまじり)
6. 灰色(7.5Y 6/1)粘砂(テラコッタ色(10Y 3/1)粘土ブロックまじり)

0 0.5m

第33図 第5 遺構面 S K01断面



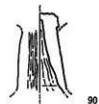
87



88



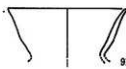
89



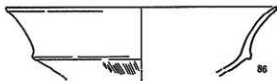
90



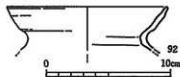
85



91



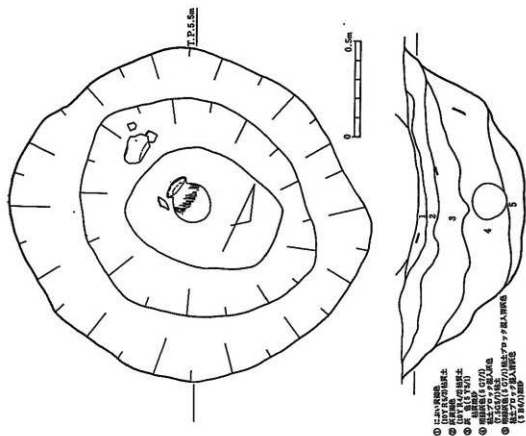
86



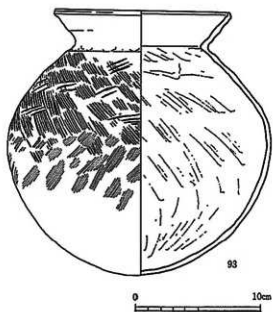
92

0 10cm

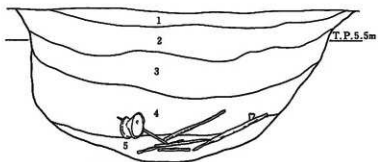
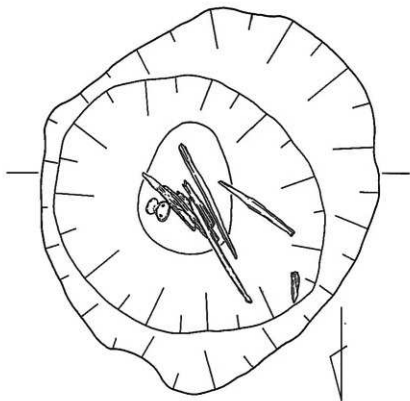
第34図 第5 遺構面 S K01出土遺物



第35図 第5遺構面S K02遺物出土状況・断面



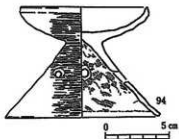
第36図 第5遺構面S K02出土遺物



1. 明黄褐色(10Y R9/6)砂質土
2. 灰オリーブ色(5 Y 5/3)粗まじり砂質土
3. 明緑灰色(10G 7/4/1)粗まじり粘質土
4. 青灰色(5 B C 5/1)粘土(暗緑灰色(5 G 4/1)) 粘土ブロック混入
5. 暗青灰色(10B G 4/1)粗砂まじり粘土

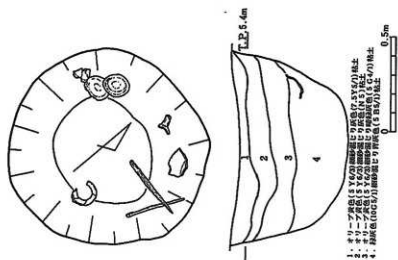


第37図 第5遺構面S K04遺物出土状況・断面

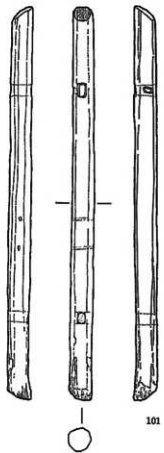
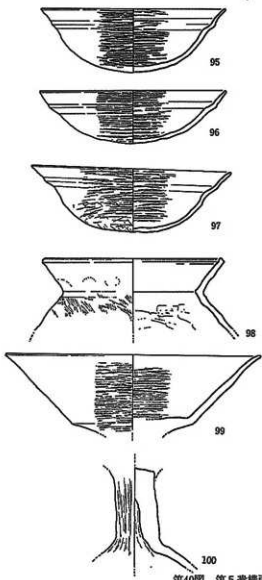


第38図 第5遺構面S K04出土遺物

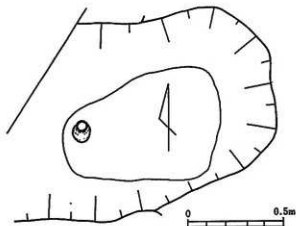
第39図 第5遺構面S
K05遺物出土
状況・断面



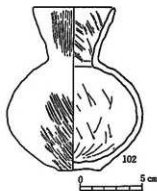
- 1. 赤褐色(SY60)陶器に付着した(SY60)粘土
- 2. 赤褐色(SY60)陶器に付着した(N5)粘土
- 3. 赤褐色(SY60)陶器に付着した(SY60)粘土
- 4. 赤褐色(SY60)陶器に付着した(SY60)粘土



第40図 第5遺構面S K05出土遺物



第41図 第5遺構面S K06遺物出土状況



第42図 第5遺構面S K06出土遺物

は細筋のタタキとその上からタテハケを施している。内面は口縁部をヨコナデする以外他は全てヘラケズリしている。外面には煤の付着が激しい。

第3号土坑（S K08）（第30図） S B01、02に切られている。径約1.0mの不整な円形土坑である。検出面より0.52m、標高ではT.P.+5.0mまで掘削されている。埋土は暗オリーブ色粘質土である。埋土中からは古墳時代前期の土器の破片が出土している。

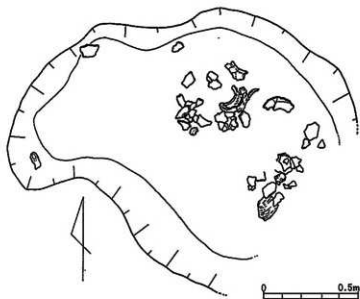
第4号土坑（S K04）（第30、37図） 長径2.0m、短径1.7mの長円形土坑である。深度は検出面より0.8m、標高はT.P.+4.85mを測る。埋土は5層に分層した。第1、2層から出土している土器は細片ばかりであるが、第4、5層からは器台1点と棒、板の破片が出土した。

第4号土坑出土遺物（第38図） 器台（94）は小型の精製品である。皿形の受部に外開きの脚部が付く。受部と脚部は貫通しない。口縁端部は上に立ち上がる。外面は横方向のヘラミガキを密に施し、脚部内面はハケ調整している。脚端部には内・外面共煤が付着している。

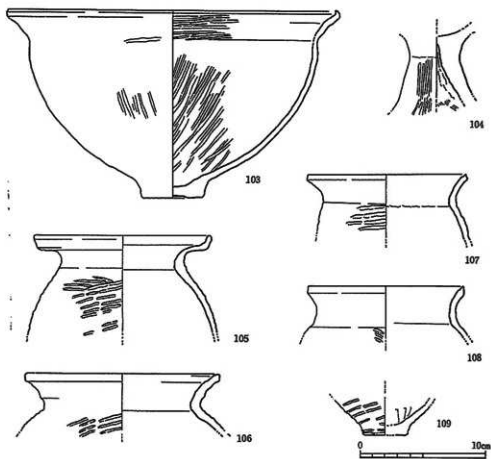
第5号土坑（S K05）（第30、39図） 径約1.0mの円形土坑である。検出面からの深度は0.76m、標高はT.P.+4.86mである。埋土は4層に区分した。各層から土器片が出土するが、鉢、甕、高杯、木製品などのまとまった遺物は最下層から出土している。特に、鉢3個体は西側から投棄されたような状態で出土している。

第5号土坑出土遺物（第40図） 最下層の一括品を図示する。鉢（95～97）は口縁部が2段に屈曲する浅い器である。内・外面は密にヘラミガキしている。また、体部下半から底部にかけてヘラケズリの残るもの（96、97）もみられる。甕（98）は口頸部が「く」の字形に屈曲し、真直ぐに斜上方にのびる。口縁端部はつまみあげ、わずかに内側に傾斜する。内面のヘラケズリは口頸部に及ばない。外面は右下がりのタタキを施したのち、同じく右下がりのハケで消している。高杯（99）は受部が屈曲して縁をなし、口縁部の外反する形。内・外面密にヘラミガキしている。脚部（100）は外面を縦方向に密にヘラミガキする。

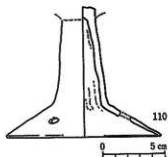
土器以外では木製品（101）が出土している。木目に沿って削った長さ31.4cm、径1.5～1.8cm



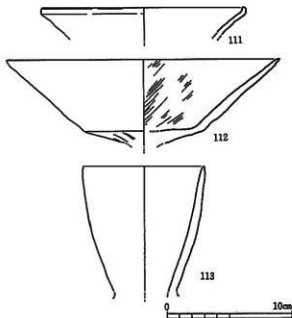
第43図 第5遺構面S K07遺物出土状況



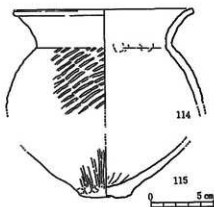
第44図 第5遺構面S K07出土遺物



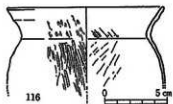
第45图 第5遺構面 S K08出土遺物



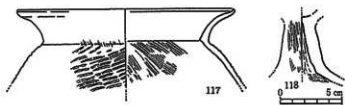
第46图 第5遺構面 S K09出土遺物



第47图 第5遺構面 S P13出土遺物



第48图 第5遺構面 S P14出土遺物



第49图 第5遺構面 S D01出土遺物

の丸い棒である。削りによって断面は多角形状となる。両端は斜めに切断されているが、一端は破損している。両端より6.2cmのところから、0.5~0.6cm×1.0~1.1cmの長方形の孔を貫通させ納孔を得ている。この、一方の孔には挿入した木材が折れて残っていた。他の納孔には、この孔と直交する別の孔(0.5cm×0.8cm)が穿っているが、こちらは棒の反対側まで貫通せず、最初に穿った納孔で止めている。さらに、棒の中央には2ヶ所に鉤孔がある。

納孔に別の加工した木材が差し込まれていることや孔の向きに違いがあることからみて、この棒は単独に用いられたものでなく、別のいくつかの部材と組み合わせてひとつの道具を形づくったものと考えられる。棒の形、規格を考慮し、これに類似する木製品として糸巻きの縦棒を挙げておきたい。

第6号土壌(SK06) (第30、41図) 北側でSP14に、南側でSK05に切られた長円形土壌である。墳底の深度は検出面より0.25m、標高ではT.P.+5.1mである。埋土は暗オリーブ色微砂とこれに炭の混入する同色の土層とからなる。両層に土器片が混入する。さらに、墳底面では完形の壺が直立した状態で出土した。

第6号土壌出土遺物(第42図) 墳底で出土した壺(102)は、球形の体部にやや外反気味の口縁部がつく直口壺である。底部は小さな平底となる。外面は縦方面のヘラミガキ、体部内面はヘラケズリ痕が顕著である。

第7号土壌(SK07) (第30、43図) 東側でSK02に切られている。不整な長円形土壌である。深さは検出面より0.1m、標高ではT.P.+5.3~5.4mと浅い。埋土は暗褐色粘質土だけであった。この埋土中より鉢、甕、高杯等の破片が出土している。

第7号土壌出土遺物(第44図) 鉢(103)は半球状の体部に外反する口縁部が付く平底の器である。口縁端部は内側につまみあげている。内・外面共ヘラナデで調整する。高杯の脚部(104)外面は縦方向のヘラミガキ、内面裾部にハケを施している。甕(105~109)は全て体部外面にタタキを施すものである。(105)は外反する頸部から屈曲して、やや斜上方に立ち上がる形態である。(106)の口縁部は長く真直ぐにのびるが、(107、108)は短く外反する。いずれも、口縁端部を内側にわずかにつまみ上げている点は共通する。

第8号土壌(SK08) (第30図) 調査区北西隅で一部を検出した。深度は検出面より0.6m、標高でT.P.+4.96mである。埋土は暗灰色粘質土で、土器片数点を出土したが形状を復し得るものは少ない。第4遺構面のSK01はこの土壌の最終堆積後の落ち込みにあたると思われる。

第8号土壌出土遺物(第45図) 高杯の脚部(110)を図示する。裾部に円孔を穿っている。器表面の剝落が激しく、調整は不明である。

第9号土壌(SK09) (第30図) 東半部が調整区外に及んでいて全形は不明。不整な長円形土壌であろう。残存部の長径は1.2m。検出面よりの深さは0.2m、標高はT.P.+5.4mである。埋土は灰色粘土である。埋土からは甕、高杯、壺等の破片が出土した。

第9号土壌出土遺物(第46図) 甕(111)は口縁部の破片であるが、端部を上につまみ上

げる形態のもの。高杯（112）は受部が屈曲して稜角をなし、外斜方に真直ぐのびる。壺（113）はやや内彎気味に立ち上がる直口壺である。外面は横方向のヘラミガキで調整する。

第10号土壌（SK10）（第30図） 長径 3.0mの長円形土壌である。東半分は調査区外に及んでいる。深さは検出面より1.0mと浅く、標高ではT.P.+5.55～5.6mを測る。埋土は暗黄灰色粘質土のみである。出土遺物はなかった。

ピット 同じく土壌ではあるが、以上の土壌群と規模の違う小穴の類いをピットとして区別した。これらのピットは調査区内では明確な位置関係をつかみ難いものであり、既述の竪穴式建物を構成するピットとは異なる。これらのピットの内、SP09、11、12～14からは少量の土器片が出土している。内、SP13、14の出土土器については図上復原し得た。

SP13出土遺物（第47図） 甕（114）は外反する口縁部をもつもので、端部は外端面をなす。体部外面には粗いタタキが施されている。（115）は鉢の底部であろうか。外面には縦方向の粗いヘラナデが施されている。

SP14出土遺物（第48図） 「く」の字形に屈曲する頸部から斜上方へ真直ぐのびる口縁部をもつ甕（116）である。口縁端部はまるくおさめる。器壁は薄い。体部外面は粗いヘラミガキを施している。内面は頸部以下ヘラケズリしている。

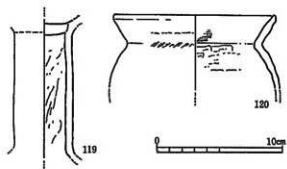
溝 溝は1条検出されている。

SD01（第30図） 調査区北東部で検出した北東～南西方向の溝である。幅0.7～1.0m、深さ0.1～0.15mで、埋土は暗緑灰色粘質土である。北東方向に向って深くなるが、SB01、02に切られている部分では浅く、ほとんど検出できなかった。埋土からは甕、高杯等の破片を得た。

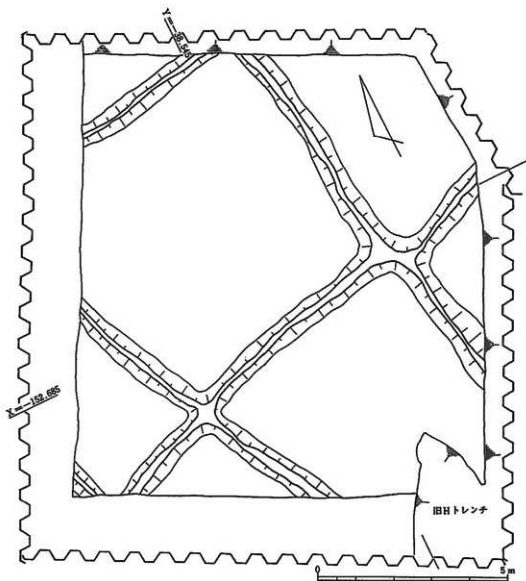
SD01出土遺物（第49図） 甕（117）は「く」の字形に屈曲する頸部から外反気味にのびる口縁部をもつ形態で、口縁端部は内側につまみ上げている。体部外面は斜めにタタキを施し、内面は頸部以下ハケで調整する。高杯脚部（118）は外面を縦方向にヘラミガキし、内面には紋り目、裾部には横方向のハケメが残る。

その他の遺構 以上のどの遺構分類にもあてはまらない「遺構」である。

SX01（第30図） 東側でSB03に切られ、南側は調査区外に及ぶ。平面プランや西辺の方向などからSB01～03と同じく竪穴式建物の一角を想定したが、断定はできない。埋土は灰色粘質土のみ。壁溝やピットは検出できなかった。またSB03の南の空白を精査したがSX01に連続する落ち込みは確認できなかった。さらに、SB03の竪穴の墳底についても同様精査したが、SB03がSX01の墳底より深く掘り込まれているため、やはりこの墳底でも連続する落ち込みを見出すことはできなかった。しかし、竪穴式の建物を仮りに考えたとしても、規模はそれほど大きいとは思えず、少なくともSB03を上回ることはないだろう。出土遺物は土器片数点であるが、細片のため形状等不明である。



第50図 第9層流水堆砂(粗砂)出土遺物



第51図 第8遺構面

以上の遺構のうち土壇10例については形状・深度等から大きく2つに分かれる。ほぼ円形プランを取り、検出面から墳底までの深度が0.5~0.8m、標高にしてT.P.+4.85~5.0mの墳底レベルを中心とする土壇(SK01~05、08)と、不整なプランで、深さ0.1~0.25m、T.P.+5.0~5.5mに中心のある土壇(SK06、07、09、10)である。ここで問題となるのは前者の土壇群である。既述した第3遺構面の板枠のある井戸の墳底面がT.P.+4.65mである点を参考にする、T.P.+4.6~5.0mというレベルはこの種の土壇の掘削目的を反映しているようである。このレベルを断面図で追ってみると該当する土層は第9層の一連の流水堆砂層となる。

このことから判断すると、掘削目的というのはかつての流路を狙って水を得るためだったといえる。したがってSK01~05、08は井戸の機能をもった土壇と考えておきたい。ただ、SK01のみはレベルがやや高いが、これは遺構面そのものがこの付近で高くなるためであり、底面は同じ砂層に及んでいる点では他の土壇と変わりない。また、SK01、02、04、05からは比較的残存状態のよいまとまりのある土器類が出土している。井戸の廃絶に伴い土器を投入する事例は最近かなり検証されてきている。これが井戸に対する儀礼的行為のひとつの指標とも捉えられるならば、その意味からも上記の土壇を井戸とするのに吝かではないだろう。

第6遺構面——河床面Ⅰ—— (図版29) 第10層の微砂の上面を河床として検出した。河床面は北東部と南西部がやや低くなるが、全体としてはほぼ平坦である。東半部には窪みが集中する。流水に洗われた際の「掘れ」の痕跡と思われる。

この河床面を覆う堆砂中から磨滅した土器片が出土している。形状の分かる破片(第50図)では、高杯の脚部と甕がある。いずれも弥生時代後期の土器である。流水時期の一端を示す土器と考えておきたい。尚、河床面Ⅰに対応する河川の規模、方向については不明である。

第7遺構面——河床面Ⅱ—— (図版29) 第15層の粘土面を河床として検出した。この河床面は北にやや高くなる。しかし、河床面Ⅰと同様全体的には平坦である。河床面には河床面Ⅰと同じく流水による窪みがみられるが、それとは異なる明らかに人間のものと思われる足跡が残っていた。足跡は全面にわたって無秩序に刻みつけられているわけではない。トレンチ中央部や南西隅四辺では概ね東→西の方向性をもつものである。また踏み込みの重複は相対的に少なく、耕作地にみられる足跡とは趣を異にする。

河床面を覆う堆砂から遺物は全く出土していない。流砂と共に運ばれた長さ2.25m、径0.5mほどの樹幹が目につく程度である。

第8遺構面(第51図) 第17層の粘土面で検出した東西南北方向の畦畔である。畦畔の南北はN-25.5°-W、東西はN-74°-Eである。規模は、下幅0.65~0.75m、隆起高は5~10cmである。トレンチ内にかかる範囲の水田区画は8区画程度と考えられるが、その内、ほぼ1区画

を検出した分について約51㎡の面積を算定した。

畦畔を覆う第16層からも、また第6遺構面以下の堆積土のいずれからも遺物は出土していないので時期については不明と言わざるを得ない。

第 3 章 ま と め

今回の調査の主要トレンチである1G、1H両トレンチの時期別の遺構の対応については前章の始めに挙げておいた。ここでは特に気づいた点を記して一応のまとめとしたい。

弥生時代の遺構はいくつか検出されているが、人間による積極的な土地利用という点から言えば1Hトレンチの第8遺構面の畦畔だけである。ただ、この畦畔の時期については少なくとも弥生時代後期以前という推定ができるのみで、それ以上の詳細についてのデータは今回の調査で得ていない。

古墳時代については、2F-2トレンチで比較的多量の古墳時代初頭の土器群が出土した落ち込みがある。これは前回の調査の基跡にかかわる溝と連続するようである。生活と直接関係する



第52図 調査区周辺

主な遺構としては1Hトレンチの第5遺構面がある。ここでは古墳時代前期の遺構群が重複して検出された。しかし、大きくみて、SK07、SP13、SD01等、この時期でも最初にくると思われる遺構群と、庄内式～布留式期でも、特に布留式期を主体とする遺構群とに区別される。後者にはより鮮明な生活の痕跡——建物、井戸——が含まれている点で、この時期こそ1Hトレンチの地点が集落の、特に生活用水の採取をめぐる居住域として有効に利用されていたといえるだろう。

古墳時代以降においても、例えば奈良時代の井戸が1Hトレンチの古墳時代前期の井戸場と同じ位置、ほぼ同じ深度を狙って設けられている。それは、この時代においても1Hトレンチが集落の給水源として居住域に不可欠の機能空間を提供し続けていたことを物語っている。

この時期から平安時代に及ぶ時期において人々の生活の営みはまた別な側面に反映されている。1Gトレンチで検出された河川Ⅱの管理を直接証明するような土木工事——水制杭の打設——の痕跡である。既に述べたように、水制工において機能的には最も単純でありながら何回にもわたって打設作業を繰り返している点にこそ、この河川を制御しようとする意図がうかがわれる。今回の調査ではこの意図と関連する明確な住営地の跡を確認したわけではない。しかし、当然のことながら、この河川を挟む両岸に集落を営んだ人々の河川の管理形態と直接結びつくものであろう。

流量から言えば河川Ⅱとは大きな差があった古代・中世の旧長瀬川においては築堤など一連の土木工事の痕跡が確認されている。その背景には郡単位の管理形態の存在が指摘されている。しかし、一方ではそのような本流域から分流する中・小の流路についても何らかの必要な管理は行われていた筈である。本トレンチでは水制杭の打設以外、墨書土器が流土中から何点か出土している。墨書土器がこのように水をめぐる形で、井戸や河川から出土する事例は周知のところであり、河川に牛馬の骨格部位を投げ入れる事例とともに、非個人的な儀礼的行為の慣習としてみなされてよいだろう。とすれば河川Ⅱには、集団の社会的意識のもとに捉えられた自然現象（河川）が、管理行為（水制杭の打設）と儀礼的慣習（墨書土器・畜獣の屠殺部位の投入）という社会的現象として表出していると言わねばならない。

1Gトレンチで検出した以上の河川Ⅱは大づかみにみて、長瀬川流域にのびる自然堤防と、八尾市植松町附近からさらに西北にのびる平野川流域の自然堤防の、2つの河川流域に挟まれた扇状地性低地にある。大阪線の既調査部分では佐堂遺跡において旧流路の変遷がたどられている。そこでは時期を異にしたいくつかの流路が確認されたが、同様のことは平野川流域においても予想される。河川Ⅱはこの流路からの分流と考えてよいだろう。長瀬川流域から平野川の分離する時期は6～7世紀あるいは9世紀中頃という考え方があろう。出土遺物を考慮すると、河川Ⅱは後者の時期に近い頃に分流していた可能性が生じる。

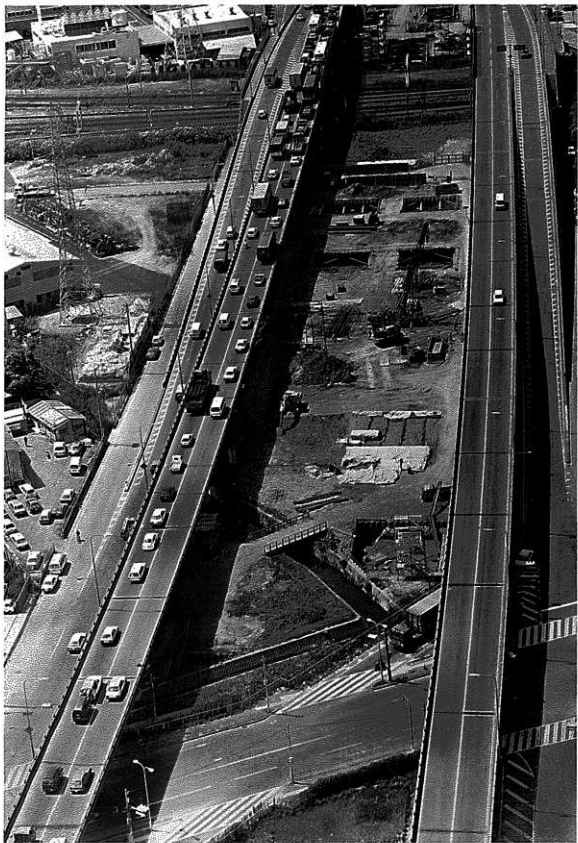
さて、この河川Ⅱ出土の「猪大」墨書土器については、既に述べたように、「猪」は「猪」と読むべき点、周辺に猪氏関係の地名・神社が存在する点、さらにこれと共伴する土師碗の墨書を

「税」とし、「税所」を指す点が指摘された。

河内平野の粕氏関係の郷名では、大縣郡巨麻郷、若江郡巨麻郷、式内社では、大縣郡大狛神社、淡川郡許麻神社が知られている。以上の中で、出土地点と至近のものは、府道加美旭町久空寺線沿いに直線距離にして約820m東するところにある淡川郡の許麻神社（八尾市久空寺5丁目所在）である（第52図）。神社の本来の位置については不明な点が多いけれども、出土地点との位置関係は興味深いものである。別報になる久空寺遺跡の当該期の遺構の性格づけとも関わり、今後注意されねばならないだろう。

圖 版

図版一 調査区全景(北から)





残存状況(南から)



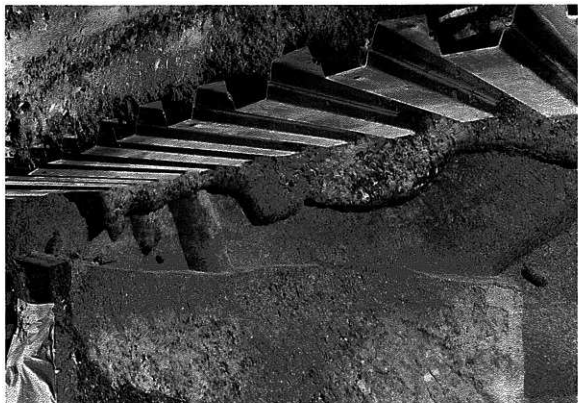
東壁断面



北壁断面



第8層上面遺構(東半部)



同(北部)



第9層上面遺構(東半部)



同(北東部)



落ち込みⅠ遺物出土状況



落ち込みⅡ遺物出土状況



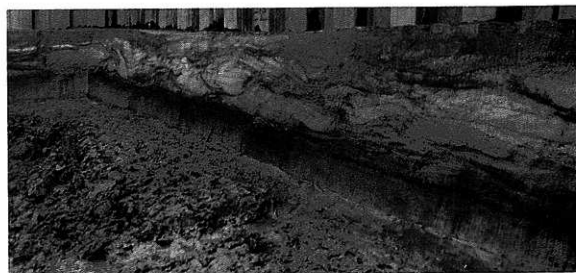
落ち込みⅡ遺物出土状況断面



第26層遺物出土状況(東部)



第26層遺物出土状況(北部)



第31層流水堆砂断面(東壁)



残存状況(北から)



第21層上面



第21層上面検出河川



同 堆積土除去後



河川堆積土遺物出土状況



第37層上面検出河川



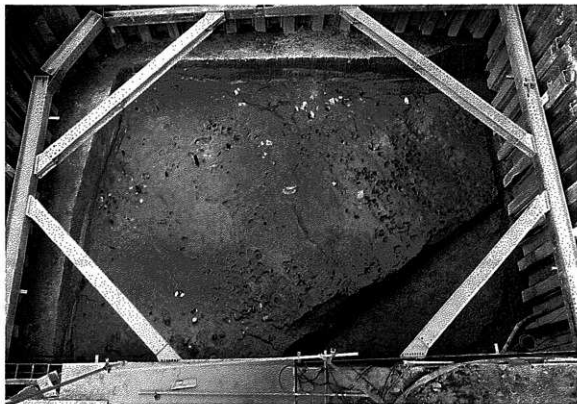
第1遺構面(南から)



第2遺構面(南から)



第3遺構面(南から)



第4遺構面—河川I河床面(南から)



第4遺構面—河川I堆積土断面(東から)



同(南から)



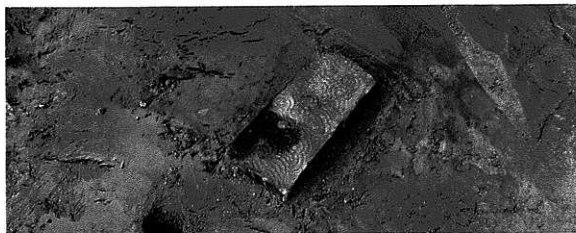
第4遺構面一河川I河床面遺物出土状況(東から)



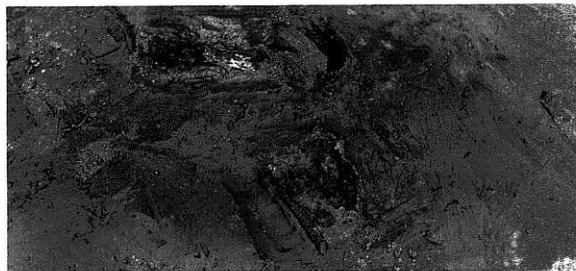
同 細部(東から)



第4遺構面一河川I河床面遺物出土状況細部



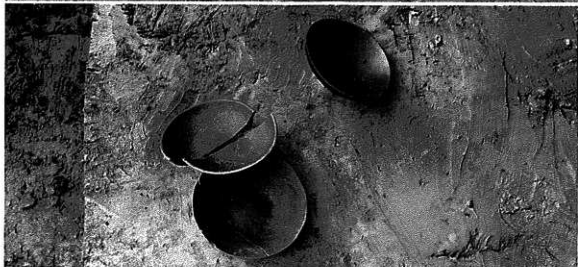
同



同

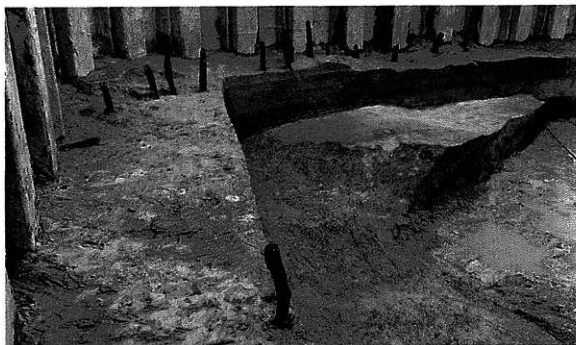


河川I堆積土遺物出土状況(東から)





第4遺構面—河川I河床面南北杭列断面(東から)



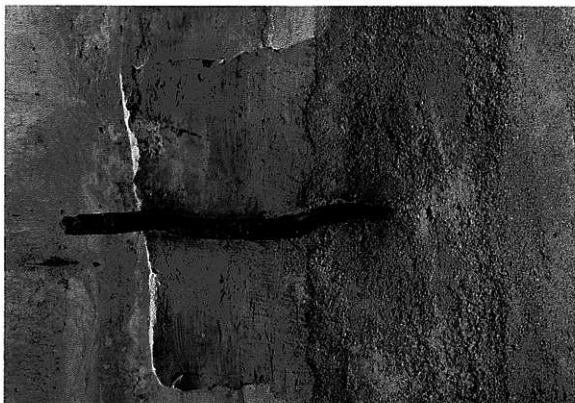
同 東西第1杭列出土状況(南西から)



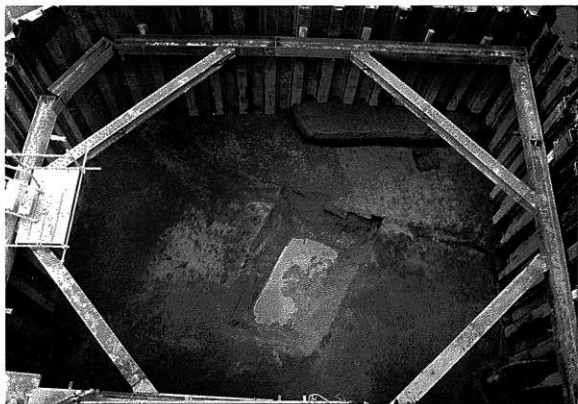
同 断面(南から)



第4遺構面—河川Ⅰ河床面東西第3杭列No.9杭縦断面(東から)



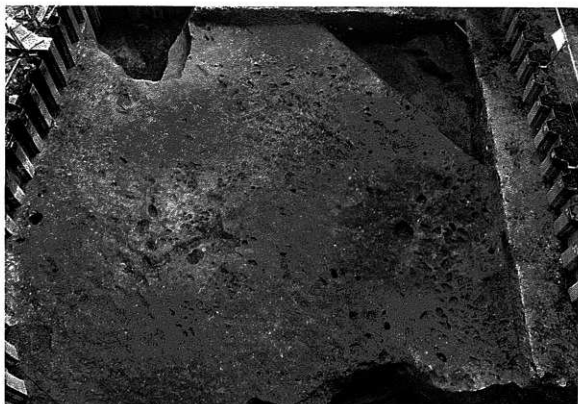
同 No.8杭縦断面(東から)



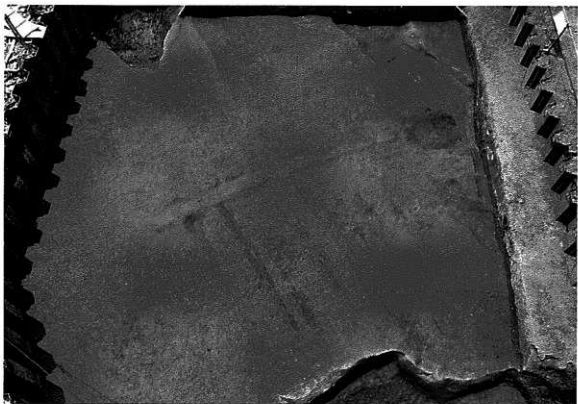
1Gトレンチ河川Ⅱ検出状況



2Gトレンチ東壁断面



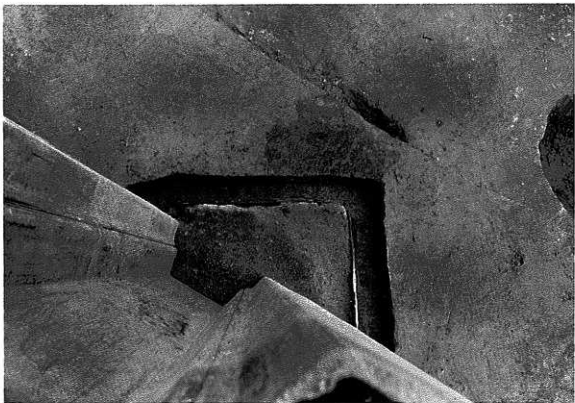
第1遺構面(北から)



第2遺構面(北から)



第3遺構面(北から)



同 西壁断面ベルト内井戸出土状況



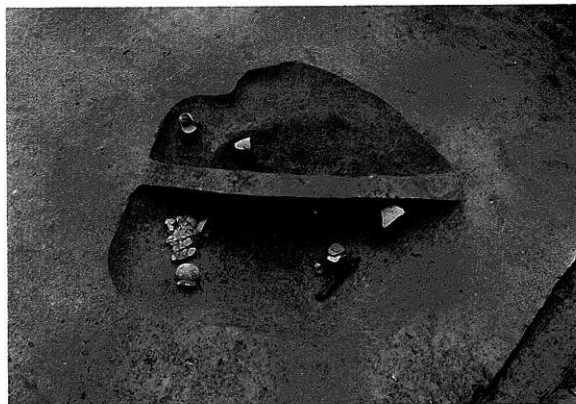
第3遺構面西壁断面ベルト内井戸出土側面(南から)



同 井戸内堆積土断面(南から)



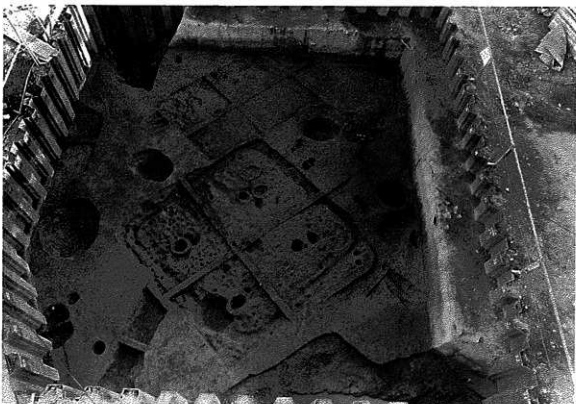
第4遺構面(北から)



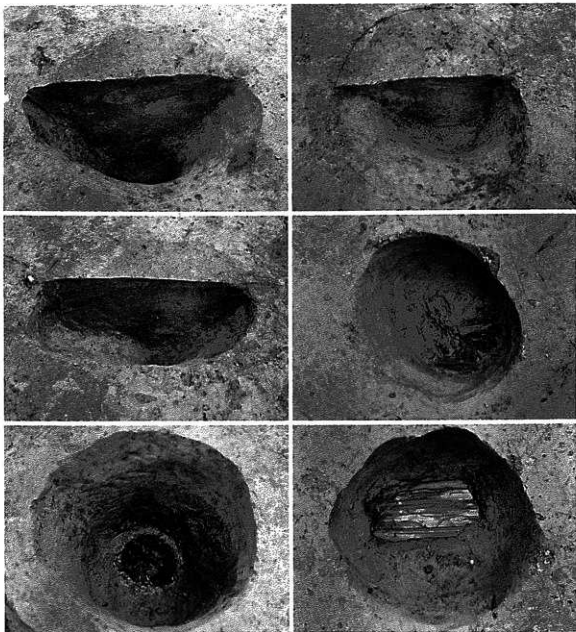
同 S K02遺物出土状況(北から)



第5遺構面完掘前検出状況(北から)



同 完掘後(北から)



第5遺構面 SB01・02柱穴内堆積土断面及び柱根・礎板等出土状況

左上 SP01、左中 SP03、左下 SP04

右上 SP01、右中 SP03、右下 SP04

右中・中 SP02、右下 SP05



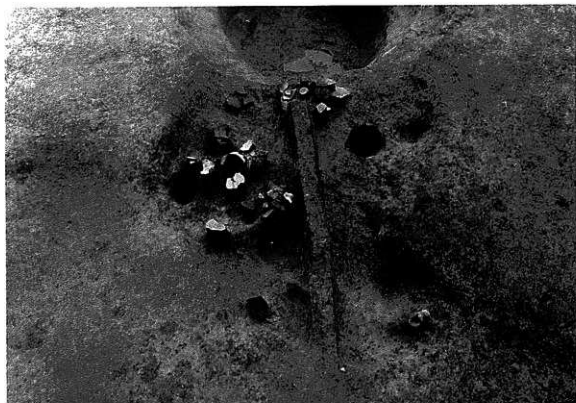
第5遺構面S K01(北から)



同 S K02(北から)



第5遺構面SK06遺物出土状況(東から)



同 SK07遺物出土状況(西から)



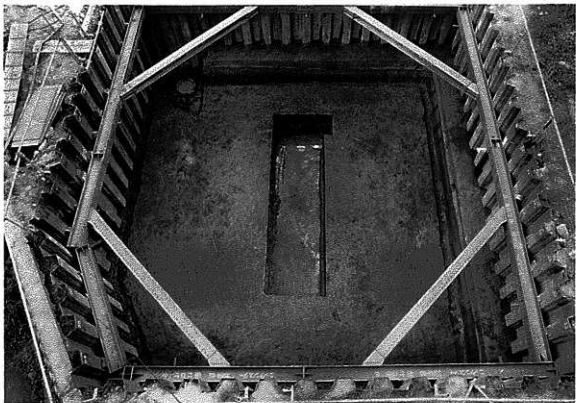
第6遺構面(河床面I)(北から)



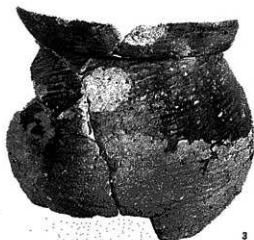
第7遺構面(河床面II)(北から)

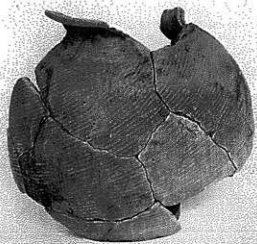


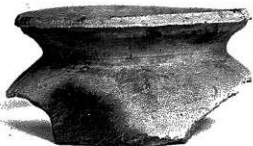
第8遺構面(北から)



筋掘り(北から)







21



25



26



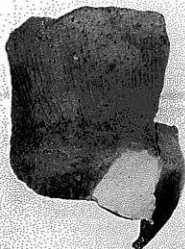
28



30



38



39



41



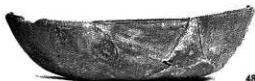
43



44



46



48



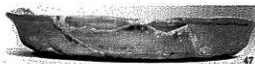
52



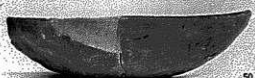
52



54



47



50



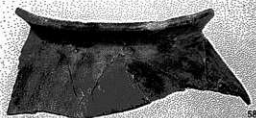
51



51



53



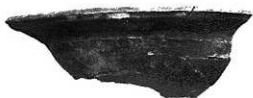
58



59



62



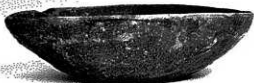
60



63



66



64



66



65



65



65



69



26



71



84



74



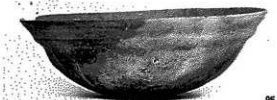
72



83



94



95



97



102



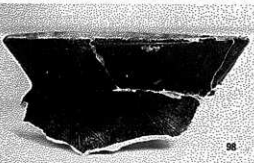
103



106



107



98



110



116



117



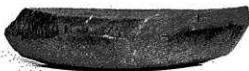
119



120



75



67



75



68



45



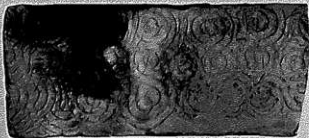
101



101

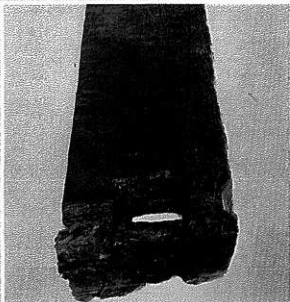
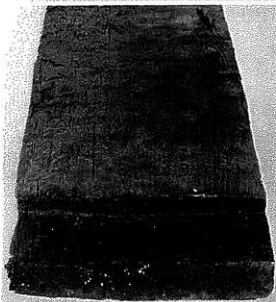


61



61

図版四十
1 日トレンチ井戸梓板材



久宝寺南
(その3)

近畿自動車道天理～秋田線建設に伴う
埋蔵文化財発掘調査概要報告書

昭和61年3月31日発行

大阪府教育委員会
財団法人 大阪文化財センター
大阪市城東区蒲生2丁目10番28号

印刷所 株式会社 中島弘文堂印刷所
大阪市東成区深江南2丁目6番8号